

令和 6 年 9 月

江南市議会総務委員会会議録

9月10日

江 南 市 議 会 総 務 委 員 会 会 議 録

---

令和6年9月10日〔火曜日〕午前9時30分開議

---

本日の会議に付した案件

議案第57号 江南市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正  
について

議案第61号 損害賠償の和解及び額を定めることについて

議案第63号 令和6年度江南市一般会計補正予算（第3号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

企画部

総務部

の所管に属する歳入歳出

危機管理室

消防本部

の所管に属する歳出

第4条 債務負担行為の補正

第5条 地方債の補正のうち

臨時財政対策債

議案第66号 令和5年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について

のうち

危機管理室

企画部

総務部

会計管理者の補助組織

消防本部

の所管に属する歳入歳出

監査委員事務局

議会事務局

の所管に属する歳出

年度調査事項の変更について

行政視察について

当委員会の研修会について  
市民と議会との意見交換会について

---

出席委員（6名）

|     |           |      |           |
|-----|-----------|------|-----------|
| 委員長 | 大 藪 豊 数 君 | 副委員長 | 東 猴 史 紘 君 |
| 委員  | 伊 藤 吉 弘 君 | 委員   | 中 野 裕 二 君 |
| 委員  | 石 原 資 泰 君 | 委員   | 津 田 貴 史 君 |

欠席委員（0名）

委員外議員（8名）

|     |           |    |           |
|-----|-----------|----|-----------|
| 副議長 | 片 山 裕 之 君 | 議員 | 堀 元 君     |
| 議員  | 三 輪 陽 子 君 | 議員 | 掛 布 まち子 君 |
| 議員  | 須 賀 博 昭 君 | 議員 | 牧 野 行 洋 君 |
| 議員  | 岡 地 清 仁 君 | 議員 | 長 尾 光 春 君 |

---

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

|           |           |     |           |
|-----------|-----------|-----|-----------|
| 事務局長兼議事課長 | 石 黒 稔 通 君 | 副主幹 | 磯 部 将 人 君 |
| 主任        | 大 池 健 之 君 |     |           |

---

説明のため出席した者の職、氏名

市長 澤 田 和 延 君

危機管理室長兼水道部長兼水道事業水道部長

|      |           |
|------|-----------|
|      | 古 田 義 幸 君 |
| 企画部長 | 平 松 幸 夫 君 |
| 総務部長 | 河 田 正 広 君 |
| 消防長  | 花 木 康 裕 君 |

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 防災安全課長兼防災センター所長 | 菱 川 秀 之 君 |
| 防災安全課主幹         | 瀬 川 雅 貴 君 |
| 防災安全課副主幹        | 横 川 幸 哉 君 |

秘書人事課長 梶 田 博 志 君

秘書人事課主幹 山 口 尚 宏 君

秘書人事課副主幹 梶 浦 太 志 君

企画課長 矢 橋 尚 子 君

秘書政策課副主幹 浅 野 耕太郎 君

市民サービス課長兼消費生活センター所長

酒 井 博 久 君

市民サービス課主幹兼布袋ふれあい会館館長兼布袋支所長

大 矢 幸 弘 君

財政課長 安 達 則 行 君

財政課主幹 大 池 慎 治 君

財政課副主幹 伊 藤 俊 治 君

税務課長 金 川 英 樹 君

税務課主幹 千 田 美 佳 君

税務課副主幹 丹 羽 克 仁 君

税務課副主幹 杉 江 善 和 君

収納課長 吉 本 晴 永 君

収納課主幹 前 田 茂 貴 君

総務課長 今 枝 直 之 君

総務課主幹 横 井 貴 司 君

総務課副主幹 清 野 慶 太 君

会計管理者兼会計課長 向 井 由美子 君

|          |           |
|----------|-----------|
| 監査委員事務局長 | 平 野 優 子 君 |
| 消防総務課長   | 杉 本 恭 伸 君 |
| 消防総務課主幹  | 村 上 祥 一 君 |
| 消防総務課副主幹 | 畑 毅 君     |
| 消防予防課長   | 栢 本 忠 幸 君 |
| 消防予防課主幹  | 蟹 江 雅 紀 君 |
| 消防予防課副主幹 | 木 元 健 二 君 |
| 消防署長     | 上 村 和 義 君 |
| 消防署東分署長  | 鈴 木 昌 樹 君 |
| 消防署主幹    | 山 本 育 男 君 |
| 消防署主幹    | 雉 野 広 治 君 |
| 消防署主幹    | 日下部 匡 彦 君 |

○委員長 　ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日未明、Apple社から新しくiPhone 16が発表されました。独自の生成AIシステムの搭載など様々な新機能について情報が出てきており、新しい時代の到来を感じております。それと同時に、我々も新しい時代や技術の進化に対してしっかりとアップデートしていなければならないとも感じております。

時代の流れは本当に早いものであります。江南市をよりよいものとするためにも、新しい時代、技術の進化に取り残されることがないようにしていきたいものです。

今、アップデートということに関して少しお話ししていたんですが、人間のやることですから、やっぱりミスはあるんですよ、絶対に。そういったミスをちゃんと是正していく方向できちっとやっていかないと、いつまでたっても同じことを繰り返してはいけませんので、そういったところも含めて、今回の委員会はやはり仕事上、厳しくしっかりやっていきたいなあというふうに私は感じております。

ぜひともその点御協力をいただいて、可能な限り短時間で終われるように、しっかり皆さんと協力させていただきたいなというふうに我々も思っておりますので、よろしく願いいたします。

ここで委員会からの服装ですが、季節柄、上着、ネクタイの着用につきましては、適宜お取り計らいくださいますようお願いいたします。また、市制70周年記念ポロシャツの着用につきましても、適宜といたします。よろしくお願いいたします。

市長から御挨拶よろしく願いします。

○市長 　皆さん、おはようございます。

去る8月28日に9月定例会が開会されて以来、連日終始、慎重に御審議を賜り、誠にありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件でございます。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決

をいただきますようお願い申し上げます。簡単ではありますが、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　それでは、市長は公務等ございますので、ここで退席をされます。ありがとうございました。

○市長　よろしくお願いたします。

○委員長　それでは、この後は着座にてよろしくお願いたします。

本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第57号 江南市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてをはじめ、4議案の審査を行います。委員会の案件が終わりましたら、委員協議会を開催いたします。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序については、付託順により行います。委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されています。質疑・答弁ともに簡潔明瞭にお願いします。挙手の上、委員長の指名後に発言して下さるよう、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

また、委員外議員の発言については、会議規則第117条第2項におきまして、委員会は、委員でない議員からの発言の申出があったときは、その許否を決めると規定されています。このことから、所属の委員会による質疑が尽きた後に、なお議案の審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、その他は退席していただいても結構です。

---

#### 議案第57号 江南市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長　最初に、議案第57号 江南市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 防災安全課長兼防災センター所長 議案第57号 江南市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明をさせていただきます。議案書の10ページをお願いいたします。

江南市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

1枚はねていただきまして、11ページをお願いいたします。

江南市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(案)でございます。参考といたしまして、12ページに新旧対照表を掲げております。

補足して説明することはございません。よろしくをお願いいたします。

- 委員長 質疑はありませんか。
- 伊藤委員 今回、自転車等駐車場の廃止ということで、布袋地区の市民の皆さんの関心が非常に高いということで、今回ちょっとお聞きしたいと思います。

最初に、今回廃止される布袋駅西の自転車等駐車場の駐車可能台数と日々駐車されている台数を教えてください。

- 防災安全課長兼防災センター所長 布袋駅西のまず駐車可能台数につきましては、原付も含めて134台でございます。実際に止められているのが6月の平均で答弁させていただきますと283台でございます。
- 伊藤委員 ただいまの答弁である134台駐車可能のところを283台駐車されているということですね。

ということは、いわゆる当然はみ出す方というか、止められない方が多分かなり出てくるということになるんですけれども、そうすると、これは布袋駅北一時自転車等駐車場に流れるという可能性も十分ありますよね。そうすると、布袋駅北一時自転車等駐車場の駐車可能台数等も、これも日々駐車されている台数を教えてください。

- 防災安全課長兼防災センター所長 まず、布袋西が最初に廃止となった場合には、まず駐車場等に事前に今回の議会終了後に看板の設置とかメールとか、ホームページ、広報「こうなん」等で周知をしてみたいと思います。

また、廃止後には、北一時自転車等駐車場に布袋西のほうに止めていた方が多少流れてくるとは想定しております。その対応としましては、まずは切り替え当初は職員の監視、当然江南警察署もちょっとお願いをして連携してまずはみ出さないように駐車をお願いしていくというふうで考えています。以上です。

○伊藤委員 質問とはちょっと違うんですけども、布袋駅北一時自転車等駐車場に駐車可能台数と日々駐車されている台数を教えてください。

○防災安全課長兼防災センター所長 布袋駅北一時の駐車可能台数は、自転車と原付を含めて190台でございます。これも6月の実際止めた平均では174台でございます。

○伊藤委員 確かに布袋駅西自転車等駐車場に止めていた方がうまく民間と布袋駅北一時自転車等駐車場にバランスよく分かれて当然止められればいいわけですけども、取りあえず、これは要望になっちゃうんですけども、市として、やはり道路に駐車しないように、これはたまにパトロールなどするなど、注意を、もしはみ出たら注意をしていただきたいという、ちょっと要望なんですけれども、それと最後に、今回、布袋駅西自転車等駐車場を廃止することで、布袋駅周辺の無料駐車場、駐輪場は布袋駅北一時自転車等駐車場のみになるんですけれども、この布袋駅北一時自転車等駐車場は、いつまで利用可能なんでしょうか。

○防災安全課長兼防災センター所長 令和7年7月末まで利用可能となります。

○伊藤委員 分かりました。

これもやはり布袋の地区の住民にしっかりとまた周知を図っていただきたいと思います。以上でございます。

○委員長 ありがとうございました。

ほかに質問は。

○中野委員 東側も廃止したときに、市民のほうから何か市のほうにクレームというか、何かそんな声はありませんでしたか。

○防災安全課長兼防災センター所長 東のほうを廃止した当時は大きなクレームはなかったと記憶しております。

○委員長 ありがとうございます。

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩をします。

午前 9 時 37 分 休 憩

午前 9 時 37 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第57号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 議案第61号 損害賠償の和解及び額を定めることについて

○委員長 続きまして、議案第61号 損害賠償の和解及び額を定めることについてを議題といたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○秘書人事課長 それでは、議案第61号について御説明を申し上げますので、議案書の26ページをお願いいたします。

令和6年議案第61号 損害賠償の和解及び額を定めることについてでございます。

提案理由といたしましては、令和6年4月3日、江南市村久野町地内にて、公益社団法人愛知県シルバー人材センター連合会江南市事務所の派遣労働者が交通事故を起こしたことにより、市に損害賠償義務が生じたからであります。

27ページには、和解及び賠償金調書、28ページには、参考といたしまして、交通事故現場説明図を掲げております。

このたびは、派遣労働者の不注意により交通事故を起こしましたこと、誠に申し訳なく、心からおわび申し上げます。

今後につきましては、細心の注意を払い、より一層安全運転に心がけるよう指導を徹底し、再発防止に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○副委員長　　司会を交代します。

○大藪委員　　それでは、ちょっと僕は今回はそんなに深く謝罪ということはどうなのかなというふうに、ゼロではありませんからそれは仕方ないと思いますが、1個だけ、ちょっとごめんなさい。疑問が1個あって、これシルバー人材センターなんですよね。それを市がその賠償責任が出てくるというのをどういう経緯なのか、ちょっとだけそれだけ説明していただければ結構です。お願いします。

○秘書人事課長　　今回の広報紙配付業務につきまして、シルバー人材センターと契約を結んでおります労働者派遣基本契約書の中なんですけれども、こちらの中に損害賠償という条項がございます。こちらの中で、派遣業務の遂行において、派遣労働者が故意または重大な過失により江南市に損害を与えた場合、シルバー人材センターは江南市に法律上の賠償責任を負うものとするとしてございます。

今回の事故でございますが、事故の最終的な過失割合等の状況から見ましても、シルバー人材センターに重大な過失があるということは認められないという認識の下、賠償責任につきましては市のほうで負わせていただくということにさせていただいたものでございます。

○大藪委員　　ということは、例えば委託事業なんかでお願いした場合、そのオペレーションした会社の事故の損害賠償なども、こういったケースは市のほうが請け負うことというふうに理解したらいいですか。

○秘書人事課長　　申し訳ございません。ちょっと委託業務ということになり

ますと手元にちょっと資料がございませんのでお答えはしかねるのですが、今回は市の業務を派遣労働者ということで、職員を派遣していただいで行おうという中での業務になりますので、そういった認識でよろしく願いいたします。

○大藪委員 はい、オーケーです。結構です。ありがとうございます。

○副委員長 司会を戻します。

○委員長 ほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前 9 時 42 分 休 憩

午前 9 時 42 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第61号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 議案第63号 令和6年度江南市一般会計補正予算（第3号）

### 第1条 歳入歳出予算の補正のうち

企画部

総務部

の所管に属する歳入歳出

危機管理室

消防本部

の所管に属する歳出

第4条 債務負担行為の補正

第5条 地方債の補正のうち

## 臨時財政対策債

○委員長 続いて、議案第63号 令和6年度江南市一般会計補正予算（第3号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、企画部、総務部の所管に属する歳入歳出、危機管理室、消防本部の所管に属する歳出、第4条 債務負担行為の補正、第5条 地方債の補正のうち、臨時財政対策債を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしく願いいたします。

最初に、企画部企画課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○企画課長 企画課が所管いたします補正予算につきまして御説明をさせていただきます。

議案書の44ページ、45ページをお願いいたします。

歳入でございます。

下段の15款2項1目1節総務管理費補助金で、説明欄、地方創生支援事業費補助金でございます。

50ページ、51ページをお願いいたします。

歳出でございます。

最上段、2款1項2目企画費の政策決定支援事業のSDGs未来都市計画推進事業でございます。

予算説明資料7ページに事業の概要を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○石原委員 SDGsの未来都市計画推進事業でございますけれども、この中に、これ補足説明資料の7ページ目にあるんですけど、いわゆるこの江南市のSDGs官民連携プラットフォームの構築とあります。ホームページでちょっと調べました。そうしたら、江南市の企業が3社ほども登録がされておりますけれども、それは御存じですかね。それと、もし御存じであれば、

どういったことを具体的にやられるのかなということをお聞きしたいんですけど。

○企画課長 江南市官民連携プラットフォームですけれども、今登録が3社あるということは、愛知県か国かのプラットフォームかと思います。これから江南市のSDGsのプラットフォームをつくり始めるといったところですので、江南市へ登録するというのは、プラットフォームができた後になるかと思います。

プラットフォームの内容ですけれども、2点ございます。

1つ目がSDGs登録制度です。SDGsの達成に向けた活動を具体的な取組を行う企業とか団体とか、その登録を自らの強みや資源というものを登録していくと、そういったもので共同のパートナーとして地域課題を解決するための基盤とするものが1つ目。

2つ目が地域課題のマッチングシステムということで、その登録された企業が持つ強み、団体とか企業の強みと、あとは資源ですね。そこを行政が抱える課題などと結びつける仕組みを構築するものと、この2点でプラットフォームというのをつくっていくという予定でございます。

○石原委員 では、企業名は申し上げませんが、例えばいつも一般質問がありますが、浄化槽関係の企業が登録されているんですけど、その国のやつにはね。例えば、この間一般質問やりましたけれども、これから浄化槽を区分けしたもんですから、保守点検事業というのがお話をしましたけど、例えばそれでもSDGsに関わって、環境の保全にはなっていくと思うんですけど、例えばそういったところに活動を向けるとか、そういうことも可能なんですか。

○企画課長 浄化槽の事業者ということで、SDGsに向けた活動をされていると思います。そういった企業が市とどういうふうに連携して事業ができるのかといったような強みを登録する制度というのがSDGs登録制度になりますので、そういった強みが登録された場合には、どういうふうにマッチングしていくのかというのをその後に考えていくというような内容になるかと思います。

○石原委員 ありがとうございます。

〔「2点、いいですか」と呼ぶ者あり〕

○中野委員 説明資料の事業目的のほうで、地域とつくる多様な暮らしを選べる生活都市の実現と書いてあるんですけど、これは具体的にどういうイメージをされているんですか。地域とつくる多様な暮らしを選べる生活都市というのは、どういう方法なのか。ちょっと抽象的な言い方でどういう実現を目指しているのか、ちょっとぴんとこないで分からないことと、あと事業内容のほうで、行政だけでは解決困難など書いてあるんですけど、具体的にどういう課題が今あるのか、ちょっとその辺2点お聞きしたいんですけど。

○企画課長 地域とつくる多様な暮らしを選べる生活都市、これは総合計画のキャッチフレーズですので、総合計画というのは、後期計画をこの令和5年度に見直しをかけまして基本計画を策定しております。

その中で、SDGsの17のゴールと関連づけた総合計画というのをつくっております。SDGsと一体的に推進をするというような枠組みを定めております。そうしたことによって、皆さんが地域と一緒に作り上げることによって暮らしやすい江南市になるといったような意味合いを込めたキャッチフレーズかと思えます。

○中野委員 さっぱり分からない。

○企画課長 地域と協働するということは以前からやっておりましたので、市民活動団体だったりとかと、その市との連携というのはやっておったんですけども、今後それをもう一段階進めるということですね。SDGsをキーワードにして、そこに企業だったり学校だったり、ほかの団体だったりを一体的に協力する、協働していくということで、そういった課題の解決を図っていくと。課題というのは総合計画にありますとおり、市の中にもいろいろあります。その中で、団体とどういった連携ができるのか、連携がしやすい課題から洗い出して行って、どういうふうにマッチングをしていくかというようなことを検討していきたいなと思っております。

○委員長 ほかに質問はございませんか。

○伊藤委員 関連して、SDGsのことなんですけれども、私はちょっとよく分からないんですけども、1つマッチングするプラットフォームというのがあるんですけども、これ説明資料の中で、このマッチングするプラッ

トフォームというのは、簡単にいうとインターネット上で、例えばアプリなどを使って企業と行政がやり取りするという、そうした認識でよかったですでしょうか。ちょっと分からないので、申し訳ないですけど。

○企画課長 プラットフォームをどういった形にするのかというのは、これからの委託事業者との調整をして決めていくことになるかと思います。基本的にはウェブ上で企業が見えて、その強みが見えるといったようなものになるかと思いますので、その強みを見た団体だったりとかというのが直接マッチングをする場合もありますし、コーディネーターを配置しますので、コーディネーターがそういったところの間を取り持つといったような仕組みを構築する予定でございます。

○伊藤委員 これから考えるところですね。

それともう一つ、1点だけ、ごめんなさいね。

業務の委託先なんですけれども、これどこの業者の決定方法は、例えば一者との随意契約なのか複数の業者で入札して決定するのか、ちょっと分からないんですけれども、これ本会議の中にもそういう議論はなかったんですけれども、例えば業者の決定方法は、どのようにされていくんでしょうか。

○企画課長 委託事業には3本ございまして、先ほどのプラットフォームの構築と運営事業ですね。あともう一つは、未来都市計画推進支援業務で、もう一つはイベント企画運営業務ということで、3本の委託業務を委託する予定であります。

一つのプラットフォーム構築運営事業につきましては、現在、地域交流センターの運営を担っております。ここで市民活動との連携をしておりますので、その運営事業者に委託を予定しております。

また、計画推進支援事業のほうにつきましては、計画の推進につきましては、第6次総合計画と一体として推進することと位置づけておりますので、委託先につきましては、昨年度、第6次江南市総合計画の改訂支援を行った事業者を予定しております。

また、イベントの企画運営事業につきましては、公募型プロポーザル方式により事業者を選定していくという予定をしております。

○委員長 よろしいですか。

○伊藤委員　よく分かりました。3つの事業が入っていますが、決まっておのが2つで、最後、プロポーザルで、分かりました。ありがとうございました。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　質疑も尽きたようで……。

〔「委員外、すみません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　長尾議員から本件に関して、委員外議員としての発言をしたいとの申出がありますが、会議規則第117条第2項の規定により、発言を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議もないようでありますので、委員外議員としての発言を許します。

○長尾議員　すみません。ありがとうございます。

補足資料の事業目的のところ、最初に令和6年5月に国から選定を受けたSDGs未来都市とあるんですけど、今回この令和6年5月に全国自治体でどれくらいの数の自治体がこの採択を受けたかということが1点聞きたいことと、あと、この選定を受けるためには、当然何か計画書というか、何か事業計画書みたいなものを国に提出して申請しないとたしか受けられないと過去に認識しています。ということで、どういう内容のものを国に提出されて、この事業採択に至ったかという、その経緯があれば教えてください。

○企画課長　今回5月の国から選定された未来都市は、24団体でございます。今回採択された江南市のSDGsモデル事業でございますけれども、SDGsでつながるシェアリングソサエティ江南というふうに題しまして、地域の資源のシェアリングとSDGs官民連携のプラットフォームの2つの考え方で構成されるものを提出いたしました。

地域資源シェアリングでは、限られた地域資源を最大限に生かしたまちづくりを行うため、行政・企業・団体などがそれぞれの強み、課題を共有し、引き合わせる考え方で、この考え方に基づき、例えば、新たな公共施設に当

たりサウンディング調査などをしたり、民間事業者のノウハウを取り入れるといったようなことをしながら、にぎわいの創出等に活用をしていくという取組を広げていくものでございます。

もう一つが先ほどから御質問いただいておりますSDGs官民連携のプラットフォームの構築ということで提出をいたしまして、モデル事業として採択をされたものでございます。

○長尾議員　その事業計画というか、提出された資料って、私たち多分事前に議会として全く聞いたことがない、今回採択されて初めて補正予算で知った話なんですけど、これ事前にそういうのって何か情報公開とか、あと市民向けに何か公開したり、こういうことをやりますみたいな話というのは、通知されないもんなんですかね。

○企画課長　全ての計画ではございませんけれども、令和6年3月の委員協議会の際に、未来都市の提案についてということで御報告をさせていただいております。今の提案書につきましては、国のホームページのほうに掲載をされております。

○委員長　よろしいですか。

○長尾議員　ありがとうございます。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

○石原委員　要望ですけど、今なかなか簡単なようで難しい内容なので、またこれ実施されていきますけれども、認められるまで、また全員協議会かどこかで形がまとまってきたときに、こんなことをやっていくんだということを示していただきたいなというふうに要望だけしておきます。

○委員長　要望でよろしいですか。

○石原委員　はい。

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて市民サービス課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　市民サービス課所管の補正予算について御説明申し上げます。

議案書の50ページ、51ページの中段をお願いいたします。

2款1項3目市民生活費、消費生活事業の消費生活啓発事業でございます。  
補足説明はございません。よろしくお願いたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 この委託料なんですけれども、この委託料というのは29万9,000円ですよね。これを上乗せする理由というか、これ内容はどうされるんでしょうか。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 10月19日に消費生活展を開催する予定で、予算を当初から組んでおりました。

今回、市制70周年記念事業ということで、この消費生活展自体が実行委員会形式でやっておりまして、一団体の方から、せっかくですから規模を大きくしたいという御意見をいただきました。その後、商工観光課とも協議いたしまして、スイーツマルシェのほうを同時開催ということもお話いただきましたものですから、文化会館全体を使っていくということで、大ホール、それからホワイエのほうを使うということで、そういった類いの費用を今回補正予算として上げさせていただいております。

○伊藤委員 もうちょっと規模を大きくすると、ちょっと今思ったんですけれども、10月20日に開催の環境フェスタ、これ一緒に開催するという、そういう考えはなかったのか、検討はなかったのでしょうか。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 当初から10月19日で計画しておりました。こちらのほうですけれども、実行委員会形式ということで、例年消費生活展は土曜日に開催ということでなっておりました。ただ、環境フェスタが10月20日ということで伺っていましたが、10月19日には同時開催として公民館フェスタもやるということで、私たち前から計画しておりました。今回、10月19日に、例えば環境フェスタ、それから消費生活展、公民館フェスタ、3つのものを一つの会場で同時にやるということを一度検討はさせていただいたんですけれども、やはりちょっと規模が大きく、一つの会場でやるには大き過ぎるということで断念しまして、10月19日と10月20日というふうに分かれた次第でございます。

○委員長 よろしいですか。

○伊藤委員 はい、分かりました。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて総務部財政課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○財政課長 令和6年度江南市一般会計補正予算（第3号）の財政課の所管につきまして御説明をさせていただきます。

最初に、歳入でございます。

議案書の44ページ、45ページをお願いいたします。

上段の10款1項1目1節地方特例交付金でございます。

その下、11款1項1目1節地方交付税で普通交付税でございます。

46ページ、47ページをお願いいたします。

上段、19款繰入金、1項1目1節基金繰入金で、江南市財政調整基金繰入金でございます。

その下、20款1項1目繰越金、1節前年度繰越金でございます。

48ページ、49ページをお願いいたします。

下段の22款1項8目1節臨時財政対策債でございます。

続きまして、歳出でございます。

50ページ、51ページをお願いいたします。

中段の2款総務費、1項5目財政費、補正予算額は5億2,008万9,000円でございます。

内容につきましては、51ページの説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

財政調整基金管理事業、江南市財政調整基金積立金で5億2,008万9,000円でございます。

続きまして、別冊でございます。令和6年度江南市9月補正予算説明資料をお願いいたします。

資料の4ページでございます。

一般財源調べでございますが、2段目、10款地方特例交付金、11款地方交

付税は普通交付税、19款繰入金は江南市財政調整基金繰入金、20款繰越金は前年度繰越金。

5ページをお願いいたします。

下段の22款市債は臨時財政対策債でございます。

説明は以上となります。補足の説明はございません。よろしくお願いたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　45ページの地方特例交付金なんですけれども、これ今回1,061万7,000円が交付されることになりましたよね。その理由をまず教えてください。

○財政課長　地方特例交付金は、個人住民税の住宅借入金等特別控除特別税額控除分と今年度につきましては1万円の個人住民税の定額減税分ということで、地方のほうに国から交付されるお金でございます。

今回につきましては、特に例年度と違う点といたしましては、定額減税分が4億5,900万円ほどこのうち含まれておりまして、交付決定がされたというものでございます。

○伊藤委員　あと1点だけ。

これ毎回聞くんですけれども、この51ページ、財政調整基金管理事業の中で、今回補正で11ページにもありますように、約1億6,500万円を取り崩して今回約5億2,000万円積み立てるというわけでございますけれども、これ分かってみえたらいいんですけれども、毎回聞くんですけれども、令和6年度末の財政調整基金の残高の見込みはどのくらいなんですか。

○財政課長　令和6年度の財政調整基金残高見込みということでございまして、現状、令和6年9月の補正までの分と、今後10月以降の事業に伴う補正予算ということで推計ということでございしますが、現状見込みといたしましては、やはり30億円若干切れる、または前後ということで考えております。

○伊藤委員　分かりました。以上です。

○委員長　よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて総務課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○総務課長 それでは、総務課の所管につきまして御説明させていただきますので、議案書の46ページ、47ページをお願いいたします。

歳入でございますが、下段の21款5項2目雑入、11節雑入でございます。

続きまして、50ページ、51ページをお願いいたします。

歳出でございます。

中段の2款1項6目行政事務費で、右側説明欄、文書管理事業と公用車管理事業でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 1点だけです。公用車の修理代が今回67万1,000円ですよね。結構かかっているんですけども、この公用車というのは、例えば購入して何年目の車なのか。例えば古い車でしたら、例えば廃車するという、そういう選択肢はなかったんでしょうか。

○総務課長 事故の起きた時点で申し上げますと、購入後8年目の車両でございます。

また、買換えとした場合でございますけれども、同様のガソリン車の購入で申し上げますと約111万円が見込まれますこと、またガソリン車ではなく、ゼロカーボンシティ江南の推進の一環から電気自動車などの次世代自動車とすることも考慮いたしますとさらなる費用が生じることとなりますので、支出を最小限に抑えることができる現行車両の修繕としたものでございます。

○伊藤委員 分かりました。以上です。

○委員長 よろしいですか。

○中野委員 文書管理事業のほうなんですけど、138万6,000円、これが増額になった理由は。

○総務課長 令和6年6月13日に郵便法施行規則の一部を改正する省令が公

布されまして、定形郵便物25グラム以内の郵便料金が84円から110円に改定されたことによるものでございます。

また、この改定に併せて、その他の区分の郵便料金もおおむね3割程度の値上げが行われますことから、令和6年10月から令和7年3月までの6か月分の郵便料金につきまして、3割の増額をお願いするものでございます。

○中野委員　今これって、区長だったりとか、いろんな市民に送られていると思うんですけど、これって今郵送先とかも、私のほうにもいろいろ来るんですけど、いろいろ本当に各課から結構ばらばらと来るんですが、金額を見ると今1,000万円を超えるような金額になっているので、こういうのって集約することとか難しいんですか。

○総務課長　郵便料金のほうですけれども、事業別に目的別に各課の予算で支出をしているところでございまして、その事業目的でない通常の、例えば細かな郵便につきまして、総務課のほうでまとめているという状況でございます。

○中野委員　まあいいや。

○委員長　いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて収納課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○収納課長　それでは、収納課所管の補正予算につきまして御説明申し上げます。

議案書の52ページ、53ページの上段をお願いいたします。

歳出でございます。

2款2項2目収納費の滞納市税等訪問徴収事業から、納税相談事業までの事業につきまして、令和6年10月1日から郵便料が改定されることによるものでございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑もないようでありますので、続いて税務課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○税務課長　それでは、税務課の所管します補正予算について説明させていただきます。

議案書の44ページ、45ページの上段をお願いいたします。

歳入です。

1款1項市民税、1目個人の現年課税分で、補正予算額1億673万1,000円でございます。

別冊の補正予算説明資料の4ページを御覧ください。

4ページの上段には、一般財源調べといたしまして、補正額の内訳を掲載させていただいております。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　1点だけです。税収は現在好調ということで、個人市民税の所得割額も増額となって財政的には非常に助かっていると私は思うんですけども、今回、当初予算に比べて増額となったこうした要因というのは、どのように分析をされているのでしょうか。

○税務課長　増額となりました主な要因でございますが、給与所得におきまして、当初の見込みよりも大幅に増額となったことが大きな要因であると思われまます。

○伊藤委員　分かりました。

○委員長　よろしいですか。

○伊藤委員　はい、いいです。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて危機管理室防災安全課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○防災安全課長兼防災センター所長 防災安全課が所管する補正予算につきまして御説明させていただきます。

歳出につきまして御説明させていただきますので、議案書の50ページ、51ページをお願いいたします。

最下段、2款1項8目防災安全費で、説明欄にございます防災行政無線整備等事業で、防災行政無線更新に係る債務負担行為の限度額といたしまして4億9,965万7,000円をお願いするもので、債務負担行為の期間として令和6年度から令和7年度までの2か年としております。

なお、補正予算説明資料の8ページに、防災行政無線改修事業についての資料を掲げております。

補足して説明することはございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 1点だけです。全員協議会の中でもいろいろお聞きしているんですけども、今回、費用が上限なんですけれども、約5億円ということで非常に経費がかかっていますよね。そうすると、絶対にこれ失敗は許されないと私は思うんですけども、災害時に聞こえないという、そういう声が今まであったんですけども、これは今回絶対に防がないと私はいけないと思うんですけど、5億円を使う以上は。これ業者との綿密な打合せの中で、例えば今回、多分こうしたことが懸念材料になるんだろうという推測、そういう話し合いは行われましたでしょうか。

○防災安全課長兼防災センター所長 今の動いている防災行政無線のまず調査をしました。それで机上での調査になりますけれども、そのスピーカーの性能で調査しますと、やはり聞こえない箇所が多数出てきております。今回そういうことを課題として新たなシステムの中で高性能スピーカーというものを配置して、既存の場所でその高性能スピーカーを配置すると音達の調査になるんですけども、それでほぼ江南市に電波が届く、音が届くというよ

うな結果が出ておりますということになります。以上です。

○伊藤委員　　ということは、安心していいということなんですよ。

○防災安全課長兼防災センター所長　　机上では、高性能スピーカーに替えることで音が聞こえるということに結果は出ておりますが、実際にはスピーカーを替えて現場で聞こえるかどうかが問題ですので、そこは替えたときに職員等がその試験放送したときに立って聞こえるかどうかという判断をさせていただこうということを考えています。もし聞こえなかった場合は、戸別受信機を配付というふうに考えています。

○伊藤委員　　分かりました。

　　ぜひとも上限が5億円なものですから、必ず聞こえないということのないように、ぜひとも要望いたして終わります。

○中野委員　　5億円を使うと絶対に失敗できないということだと思っておりますけれども、ちょっと1点だけ確認なんです、これって今、既存の撤去費用ってどうなっていましたか。

○防災安全課長兼防災センター所長　　現在お示しした事業費の中に、既存の基本的なスピーカーとか無線の受信機等の撤去費も含まれております。

○副委員長　　司会を交代します。

○大藪委員　　やはり5億円にこだわりますが、課長、部長は実際にこれを利用している場所は何か所か実際に聞きに行ったのか、それとも業者のうのみなのか、どちらですか。

　　僕は2か所聞きに行っていますが、現実に、静岡県ですけど。

○防災安全課長兼防災センター所長　　今回導入を検討している4値FSKの方式につきましては、近隣ではないということもありまして、実際に近くであれば行こうというふうには考えておったんですが、実際にはその市の電話での状況を確認して、今のところ問題はないというふうな結果が出ておりましたということは聞いております。

○大藪委員　　それは、うのみという理解でよろしいですか。

○防災安全課長兼防災センター所長　　うのみではないと考えておりますけれども、確認する手段が、遠いということもございまして、できなかったと思っております。

○大藪委員 前、全員協議会でもお話ししましたが、私は2か所聞きに行つて、行政も、そしてメーカーも聞いたんですが、皆さんが誤解してみえるのは、高性能スピーカーに皆さん誤解があるんですよ。高性能スピーカーというのは音質がよくなるだけで、伝達にはほぼ無関係と言ってもいいぐらいなんです、実は。

今課長の発言では、現実使っている静岡県、僕は聞きに行ったんですけど、ちょっと地元の人に聞いても前と変わらんよと。聞こえんところは聞こえんわというようなお話でした。

5億円かけるわけですから、これはやっぱりまず1つは、一度使っているところを聞きに行ったらいいじゃないですか。もう一つは、さっき中野委員がおっしゃったように、効果がなかったら半額ぐらいまけてもらいましょうよ、それぐらいの気概じゃないと5億円をかける意味がないんですが、いかがですか。

○防災安全課長兼防災センター所長 すみません。先ほどちょっと答弁させていただいた、その現地へ行ったかどうかということにつきまして、高性能スピーカーにつきましては、豊山町がそれを導入しておりましたので、職員が豊山町のほうへ行って確認はしております。

ただ、そのときの結果としては聞こえたという話ですが、その前がどういう状況かというのが分からないものですから、そこが何とも言えないところがあります。

今回高性能スピーカーを導入するに当たっては、その高性能スピーカーを作っているメーカーに聞き取りを行っておりますし、先ほども申し上げましたけれども、電話ではありましたが、その4値F S Kを導入している自治体についても高性能スピーカーを使つての防災行政無線でありますので、そこで問題なく使っているというふうに聞いておりますので、今のところ問題ないというふうには思っております。

○大藪委員 いつまでたっても、これは水かけ論になってしまうので、やっぱりこの金額をかける以上は、私は多少旅費をかけてでも、しっかり前と後の状況を御自身の耳で聞きに行くべきだなというふうに思いましたので、以後、このようなことがあった場合、これぐらいの金額がかかる場合には、も

う少ししっかり、堀議員がよく言います、百聞は一見にしかず、必ず現場を確認して、それでいいかどうかというのを御自身の耳で確認していただきたいと思う。要望で終わります。以上です。

〔挙手する者あり〕

○副委員長 委員外議員より発言の申出があります。  
許可しますか。

〔「結構です」と呼ぶ者あり〕

○長尾議員 すみません、度々。

確認したいんですけど、私がちょっと聞き漏らしていたのか、過去に聞いていなかったのか分からないんですけど、受信設備とかスピーカーの設備なんですけど、全部で市内に何か所建てるとなると、1棟当たり、例えば足りなくて追加するとなったときに、どれくらい追加のコストが必要になるかということが確認したいのと、あとは前から戸別に足りない場合は各家庭に受信設備を配るという話だったかと思うんですけど、今後聞こえないという話があったときも、スピーカーはもう追加設置は100%なくて、全部戸別受信機を配付するという手法でいくのか、どういう方向性で考えているか教えていただきたい。

○副委員長 司会を交代します。

○防災安全課長兼防災センター所長 まずスピーカーにつきましては、既存の建っているところに高性能スピーカーに取り替えるだけで、新たに支柱を立てて建てることは考えておりません。逆に減らしているところでもあります。

あと、戸別受信機を聞こえないところに戸別受信機を配備させていただきますので、新たにスピーカーの設置、支柱を含めたスピーカーの設置も今のところ考えておりません。

○長尾議員 分かりました。

○委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて消防本部消防総務課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 消防総務課長 消防総務課所管の補正予算につきまして御説明申し上げます。

議案書の72ページ、73ページをお願いいたします。

歳出でございます。

上段にございます9款1項1目消防総務費の消防車両更新等事業でございます。

説明は以上です。補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

- 委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

- 伊藤委員 今回、救急車の寄贈を受けるということで、実際私が思うのには、実際の救急車を防衛補助とか国庫補助で買って補助金を受けたほうが安いのか。今回寄贈を受けて、その救急車を輸送して、また別に備品を買って、これは多分一般財源になってしまうんですかね、どちらが安いか高いかちょっと分からんですけれども、受けるというもので断れんもんですから多分もらおうと思うんですけれども、こうした寄贈の経緯をまず教えてください。

- 消防総務課長 寄贈の経緯についての御質問でございますが、国の総務省消防庁の事業に寄贈救急自動車事業というものがあるということで、全国の消防本部に高規格救急自動車を配備することで救急業務のさらなる充実を図るという目的のものの事業があるということです。

総務省消防庁では、寄贈元である今回の寄贈を受ける日本自動車工業会もその一つなんですけれども、主に3団体あるということで、総務省消防庁では、寄贈元である3団体に対し、寄贈先となる消防本部の推選を行っているということです。

そして、今回の江南市の選定についてでございますが、電話での確認になるんですけれども、国が示す消防力の整備指針において、救急自動車の配備基準数が足りていない消防本部を対象にランダムに選んで連絡した旨を担当者からお聞きしております。そんな経緯でございます。

- 伊藤委員 なかなか断れんですよ。

寄贈を受ける救急車の配備場所はどこでしょうか。

○消防総務課長 配備場所につきましては、消防署本署を予定しております。

○伊藤委員 救急車が4台から5台になるということで、整備指針の課題がクリアされてオーケーということになるんですね、今回は。その5台の運用方法は決まっていますか。どうやって運用していくかという。

○消防総務課長 運用方法につきましては、現在協議して、消防署で運用することになりますけれども、運用方法につきましては、人員のところも関係してくることもあるんですけれども、運用方法を今現在協議中でございます。

○伊藤委員 分かりました。

あと1点です。今回、救急自動車の艤装工事費と救急資機材の2つありますよね。普通、いつも救急車を買うときには、救急車の艤装と救急資機材を一緒にまとめて入札するんですよね。今回の入札方法は、別々に入札するわけですか。

○消防総務課長 今回の購入方法といたしましては、備品購入で資機材のみを競争入札で考えております。

また、車両のみの寄贈ということで、艤装の部分につきましては、実は車両のメーカーというものが指定がございまして、そちらの艤装につきましては、随意での契約になろうかと思っておりますけれども、そういった意味合いから分けた契約で予定しております。

○伊藤委員 よく分かりました。以上です。

○委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

○津田委員 先ほどの伊藤委員の質問にもかぶりますが、どちらが安いんですかというのについては、まだお答えいただいていたような気がするんですが。

○消防総務課長 明確な比較というのはやっぱり難しいところではございますが、たまたま令和5年度に緊急消防援助隊の補助事業を活用しまして、救急車のほうの購入をした経緯がございまして、そういったところを参考にいたしますと、この補助金につきましては、補助対象額の2分の1を活用して高規格救急自動車を整備しておりますが、そのときの補助額が1,269万

5,000円、今回の決算のほうにも載っておる部分でございますが、そういった補助を受けております。

今回、令和5年度と今年度の令和6年度ということで、物価の高騰もどうしても関係してきますので、やっぱり明確な比較というのは難しいんですけども、我々としてはほぼ同じぐらい、同等ではないかというふうには考えております。大体車両のみで1,100万円、1,200万円ぐらいを思っておるんですけども、同等ぐらいじゃないかなというふうには考えております。以上です。

- 津田委員 一般論で言いますけれども、購入価格の中には、大抵販売管理費が入ってくると思います。だから1,000万円、販売管理費が大体5%から7%とすると、1,000万円という結構大きな額になるんですよ。だから、お答えいただけるのかと思ったのは、そういったものが除かれる分だけでも安くなるという言葉はいただきたかったですよ。

お願いします。要望ですけれども、原価比較というのは厳密に行っていただきたいと思います。以上です。

- 委員長 要望でよろしいですか。  
○津田委員 はい。  
○委員長 ほかに質疑はありませんか。

質疑も尽きたようでありますので……。

[挙手する者あり]

- 委員長 本件に関して、委員外議員としての発言をしたいとの申出がありますが、会議規則第117条2項の規定により、発言を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 須賀議員 救急車1台もらって、5台を今度運行するということになると、運行するためには職員が例えば3人乗って3交代ですから9人、普通でいうと必要になるし、あと僕が議案質疑をしたみたいに救急救命士も今一応4台を想定して24名を目指してやっているということになるんですけども、ただ、そうするとまた6人増やさなくちゃいけない、30人を目標にしてやるということになるんですけども、実際に職員を増やすとなると定数条例も変えたり

いろいろ必要なことが出てくるんだけど、実際の運行は、その職員を増やして本格的に運行するというのでやるということではないですかね、その辺を確認したいんですけど。

○消防総務課長 須賀議員からの議案質疑の中で、ここの部分があったかと思うんですけども、5台になって職員、救命士の数が増えるというのは、現状では明確にはそういうふうにはっきりと何名というのをお答えできませんが、今ちょっと定年する職員も少なくなっている状況ではあるんですけども、人事部局と相談しながら、退職がない年でも一人や二人ということで職員の採用をしていただいている状況ですので、まずは条例定数までを目標に職員は増やしていってもらっている状況ではあるんですけども、この5台につきましても、実は令和9年度に次の救急自動車の更新の計画があるんですけども、これに絡めて5台目が入ってから、ちょっと検証も兼ねてやるということになっておりまして、その時点で5台やっぱり必要だねということになれば、そういった人数のほうにも影響して、消防としても要望していかなければいけないんじゃないかなというふうには考えております。以上です。

○委員長 よろしいですか。

○須賀議員 はい。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時32分 休憩

午前10時33分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第63号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されま

した。

暫時休憩いたします。

午前10時34分 休 憩

午前10時48分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。

---

議案第66号 令和5年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について

のうち

危機管理室

企画部

総務部

会計管理者の補助組織

消防本部

の所管に属する歳入歳出

監査委員事務局

議会事務局

の所管に属する歳出

○委員長 続きまして、議案第66号 令和5年度江南市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、危機管理室、企画部、総務部、会計管理者の補助組織、消防本部の所管に属する歳入歳出、監査委員事務局、議会事務局の所管に属する歳出を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしく願いいたします。

最初に、議会事務局議事課について審査をします。

補足説明がありましたらお願いします。

○議事課副主幹 それでは、議会事務局議事課の所管につきまして説明させていただきます。

歳入はございませんので、歳出をお願いします。

決算書の歳入歳出決算事項別明細書の92ページ、93ページをお願いします。

92ページ、93ページの最上段からはねていただきまして、96ページ、97ページの上段、総務費の前までの1款1項1目議会費でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて危機管理室防災安全課について審査をします。

当局からの補足説明がありましたらお願いします。

○防災安全課長兼防災センター所長 それでは、防災安全課が所管する決算につきまして御説明させていただきます。

初めに、歳入でございます。

一般会計歳入歳出決算事項別明細書の54ページ、55ページをお願いいたします。

上段の14款1項1目1節総務管理使用料のうち、備考欄の防災安全課所管の防災センター目的外使用料（職員組合）ほか1項目でございます。

続いて、70ページ、71ページをお願いいたします。

中段の16款2項1目1節総務管理費補助金のうち、備考欄の防災安全課、元気な愛知の市町村づくり補助金のほか、2項目でございます。

続いて、76ページ、77ページをお願いいたします。

中段の17款1項1目2節使用料及び賃貸料のうち、備考欄の防災安全課、防災センター自動販売機設置場所貸付収入でございます。

続いて、78ページ、79ページをお願いいたします。

中段の18款1項1目1節総務管理費寄附金のうち、備考欄の防災安全課、寄附金でございます。

続いて、84ページ、85ページをお願いいたします。

中段の21款5項2目11節雑入のうち、備考欄の防災安全課、放置自転車等売却代のほか、1項目でございます。

続きまして、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、126ページ、127ページをお願いいたします。

中段の2款1項9目防災安全費、備考欄の人件費等から134ページ、135ページの中段、備考欄の防犯灯補助事業まででございます。

次に、214ページ、215ページをお願いいたします。

下段の3款4項2目災害救助費、備考欄の災害救助事業から、その下、被災地支援費、備考欄の被災地支援事業、1枚はねていただきまして216ページ、217ページ、最上段の13節使用料及び賃借料まででございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○石原委員　決算書129ページ、あと成果報告書の253ページの防災ハンドブックの件ですけれども、今非常に天災等が多いので非常に大事な部分だと思いますけれども、次の更新時期を教えてください。

○防災安全課長兼防災センター所長　令和8年度に更新する予定でございます。

○石原委員　ちょっとこれは要望になりますけれども、これ毎回同じ黄色の冊子で更新時期、更新された日付を裏に書いてあります。色を変えると何かかしていただいて、この新しく刷新されたということが分かったほうがいいかなと思います。これは要望になりますけど、それをちょっとお願いしたいかなと思います。

○委員長　よろしいですか。

○防災安全課長兼防災センター所長　御要望は承りました。

今回、昨年度更新したのはあくまでも増刷でしたので、同じ色でありましたので、今回はおよそ5年で全面改訂というような形で更新させていただきますので、そのときには色を変えさせていただきたいと思っております。

○石原委員　分かりました。

もう一つ、違うところです。同じページになりますけど、129ページの家具転倒防止資機材等整備費助成事業ですけれども、これは一般質問でも聞きましたけど、再度市民にちょっといろいろPRしたい部分もありますので、この3か年の件数と金額を教えてくださいけれども、それとあと、その辺がどのような施工内容、申請書には家具転倒防止対策、何か所とか、家具

の落下防止対策何か所だとか、各項目があります。最後に、その他というの  
もありますけれども、何か特出するものがあれば、ちょっと教えていただき  
たいです。以上です。

○防災安全課長兼防災センター所長 過去3年間ということで、決算でいう  
と令和3年度でございますけれども、申請件数は22件、決算額は12万6,100  
円、令和4年度は申請件数20件、決算額は10万2,100円で、令和5年度は、  
今掲げておりますけれども、21件で13万2,000円で、令和6年度、今の8月  
末現在で申し上げますと15件ございまして、金額として10万6,100円で、例  
年に比べて非常に多い状況でございます。

あと、申請内容につきましては、ほとんどは突っ張り棒という申請が多い  
というふうでございます。以上です。

○石原委員 ありがとうございます。

これも要望ですけれども、しっかりこれ今我々がやれる事前準備としては、  
備蓄の確保と、こういった家具転倒防止など自助行為だと思いますので、そ  
ういったところにしっかりまた予算をつけていただいて、今後よろしくお願  
いします。以上です。

○委員長 よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

○伊藤委員 今回の石原委員の質問で、家具転倒防止の助成事業なんですけれ  
ども、これ元旦の能登半島地震が発生してから増えたということなんですか。  
急にばっと増えたということはあったんですか。

○防災安全課長兼防災センター所長 能登半島地震の影響もありましたが、  
南海トラフ地震臨時情報のほうもかなり発令されてから申込みがありました。

○伊藤委員 今回14万円で、13万2,000円ですね、執行、ということで今ぎ  
りぎりということなんですかけれども、例えば予算額を超える申請があつて、  
まさかお断りしたことはないですよ。そういうことはないですね。

○防災安全課長兼防災センター所長 今はまだ予算の範囲内でございますの  
で、今後予算を超える場合には、防災安全課の中では、まだ補正などちょっ  
と考えて補助金のほうを出していきたいというのは考えております。

○伊藤委員 1点だけです。

主要施策208ページの災害対策活動の充実・強化、有事対策の確立なんですけれども、これは3番の成果状況の中で、非常持ち出し品や食料などを準備している市民の割合が目標値を大きく下回っているんですよ。これ、南海トラフ地震がいつ来てもおかしくない状況の中で、この実績値を大きく伸ばす必要が私はあると思うんですけれども、この辺りの周知啓発はどのような形でやっておられるのか、今後どのような形でこれを例えば晴れマークに近づけていくのか、そういう検討はされているんでしょうか。

○防災安全課長兼防災センター所長　啓発につきましては、よもやま塾とか市のイベントなどを活用して啓発を行っていきたいというふうには考えております。

今、自主防災会合同訓練がこれからまた始まりますけれども、そこでも今ブースをちょっとお願いしている水道組合にもちょっとお話しさせていただきましたけれども、そこでも携帯のトイレだとか、本当に必要なものを啓発していただくよう、ちょっと要望をしたところでございます。

○伊藤委員　分かりました。

○委員長　よろしいですか。

○伊藤委員　はい。

○津田委員　成果報告書からお聞きしたいと思います。

成果報告書の210ページで、交通事故発生件数は去年に比べてかなり減っています。ただし、犯罪発生件数というのがやっぱり2割ぐらい上がっています。この2つについて何かよくできたこととか、来年度に向けて何かやっていくことがあったら教えてください。

○防災安全課長兼防災センター所長　まず最初に、交通事故の発生件数、人身事故が減った理由につきましては、これ江南市に限らず全国的に件数は減少しておりまして、その背景としては、自動車の安全性能の向上、あと警察による交通指導、取締りの強化、あと交通安全運転及び交通安全教育の普及など様々な要因で複雑に絡み合っていたと考えております。

もう一つ、犯罪発生件数は減少しているということ……。

○津田委員　去年に比べて。

○防災安全課長兼防災センター所長　すみません、去年に比べて増えている

ということなのですが、基準値からするとかなり減っているというところの理由はちょっと申し上げることができませんが、その理由でちょっと申し上げさせていただきたいと思うんですが、これも全国的に件数は減少しております、その背景としては、暴力団組織の暴力を取り締まる法律や取締りの法が厳しくなったこと、あと、住民の防犯意識が高まり、監視施策など進化が犯罪件数の減少に寄与していくことが考えられるということでもあります。

また、少子高齢化により若年層の犯罪件数が減少していることも要因となっており、減少した理由には一概には表現できず、経済情勢や社会環境の変化等、様々な要因が複雑に絡み合ったものと考えております。

○津田委員　ありがとうございます。

地元のほうでは、結構小さな犯罪が多発しておりました。そういったことを考えますと、今後は防犯カメラ等の普及が必要だと思っておりまして、前年度から防犯カメラの設置について補助が出されていると思いますけれども、そういったことも十分に活用していきたいと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長　要望でよろしいですか。

○津田委員　はい。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○中野委員　135ページの防犯灯設置補助事業ですけれども、防犯灯の設置補助金のほうが643万円という形ですけれども、今、市内の防犯灯ってどれぐらいLEDに交換されていますか。令和6年度の予算を見ると900万円ちょっとぐらいついているんですけど。

○防災安全課長兼防災センター所長　令和5年度で申し上げますと、全部で6,004灯あります。そのうちLED灯は4,678灯で、LED率は77.9%でございます。

○委員長　よろしいですか。

○中野委員　結構です。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○委員長　長尾議員から、本件に関して委員外議員としての発言をしたいと

の申出がありますが、御許可することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長尾議員 すみません。ありがとうございます。

決算書の85ページの歳入側のほうで確認させていただきたいことがあります。

中段の放置自転車等の売却代と放置自転車等の返還金ということで数万円というぐらいの微々たる金額が出ていると思います。これ、昨年、一昨年も大藪議員も言われていた話だと思いましたが、令和5年度江南市全体で何台の自転車を撤去していて、それに対して返還金ということになったんで、1,000円だったら27台しか返還していない。何%が返還されて、要は3万7,000円で何台が再利用で市町の中の自転車屋に売却されているのか。

あとは、それ以外に撤去されているやつに大量の撤去費用というか処分費がかかっているんですけど、それを減らすための対策ってどのように行っているかをお聞きしたいんですけど。

○防災安全課長兼防災センター所長 放置自転車の台数ということでございますけれども、今分かる範囲では、ここに掲げてある例えば放置自転車等売却代、これにつきましてはリサイクル自転車として21台をリサイクルしております。

もう一つ、放置自転車等の返還金ということで、これは27台でございます。

もう一つは、リサイクルできない自転車につきましては、鉄くずとして福祉団体のほうに寄附しておりますが、これが221台でございます。すみません、福祉施設に売却をしております。

○長尾議員 今の福祉施設に売却しているというのが、この3万7,354円に含まれているということでよろしいですかね。

○防災安全課長兼防災センター所長 はい、そのとおりです。

あと、すみません。先ほど長尾議員から、放置自転車の減少という、対策ということでございますけれども、放置自転車が多いのは、警察のほうからは市の無料駐輪場が非常に多いということもありますので、駐輪場のパトロールとか、のぼりとか、そういうのをつけて対策を取っていきたいと思っております。

○長尾議員　　すみません。一つの考え方なんですけど、自転車って購入すると、今防犯登録って必須じゃないですか。その防犯登録のものをラベルから照会かければ、警察とか、要は誰が所有者かって分かるので、それに連絡して引き取りに来てもらうという形で引き取りを多くすれば、その分、市としての歳入が増えると思うんですけど、手間と比較して人件費のほうがかかると言われれば駄目かもしれないですけど、要は一般で、悪い言い方をすると、要らなくなった自転車を自転車屋に引き取ってもらうと1,000円、2,000円かかるわけですよ。粗大ごみで出すと当然1,000円出さなきゃいけないじゃないですか。無料駐輪場に置いておいたら持っていってくれるわけですよ。というのが、そういう流布されているような話も聞き及んでいますので、そういうことがないように、要はしっかりと、撤去したやつも撤去しましたと御本人にちゃんと伝えて、しっかり取りに来てもらうというルールを徹底するように仕掛けが必要かと思いましたので、ここはそのような対策をしたほうが良いという要望だけ言って答弁を求めません。要望だけ言っておきます。よろしくをお願いします。

○委員長　　要望ということで、ほかに……。

いいですか。課長、しゃべりますか。

○防災安全課長兼防災センター所長　　今、長尾議員のこの要望という形でちょっと受けた件につきましては、一応放置自転車につきましては、警察に照会をかけて本人に連絡をしておりますので、そこはしっかりとやっております。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、続いて企画部秘書人事課について審査をします。

当局からの補足説明がありましたらお願いします。

○秘書人事課長　　それでは、令和6年度の組織再編により、秘書人事課の所管となります地方創生推進費の一部の事業及び秘書政策費の事業につきまして御説明をさせていただきます。

令和5年度江南市一般会計歳入歳出決算事項別明細書の84ページ、85ページ

ジをお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

21款5項2目11節雑入のうち、85ページの中段やや下、地方創生推進課の市政要覧売捌収入及びその5つ下、有料広告掲載料、その下でございますけれども、秘書政策課の派遣職員給与費等一部事務組合負担金から生命保険料等取扱手数料までの5項目でございます。

続きまして、歳出でございます。

96ページ、97ページをお願いいたします。

中段の2款1項1目地方創生推進費のうち、97ページの備考欄、中段やや下、シティプロモーション事業の広報紙発行事業から99ページ上段、ホームページ運営事業でございます。

その下、PR事業の12節、PRビデオ作成委託料、13節、メール配信システム使用料及び情報配信システム使用料でございます。

次に、その下、市勢要覧作成事業から市長への手紙事業まででございます。

100ページ、101ページをお願いいたします。

下段の2款1項2目秘書政策費のうち、101ページの備考欄、人件費等でございます。

次に、102ページ、103ページをお願いいたします。

最下段、人材育成事業の職員研修事業から、108ページ、109ページの市民生活費の前、右側備考欄、秘書・渉外事業の13節使用料及び賃借料、テレビ受信料まででございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○石原委員　決算書の99ページ、タウンミーティングの開催事業、成果報告書は305ページになりますけど、これ仮に予算額7,000円ですけど、決算額640円ということで非常に少なくなっておりますけれども、その要因について教えてください。

○秘書人事課長　タウンミーティングでございますけれども、年間3回開催させていただきまして、会場使用料がかかりましたのが地域交流センターの

会議室を2区分お借りした経費ということで、640円を計上させていただいております。そのほかの会場につきましては、防災センターでありましたり、大学の校舎の中の1室をお借りさせていただいたということで、経費がかからなかったものでございます。

○石原委員　ありがとうございます。じゃあこれ今後はどんな形、それを見越して予算立てられるんですかね。

○秘書人事課長　今後につきましてということになりますけれども、タウンミーティングの議題といいますか、テーマによりまして会場等も設定すること、場所等を選定する必要があることから、予算としましては、当初予算としまして3,000円程度を見込んでまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

○委員長　石原委員、よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

○伊藤委員　2つあるけどいいですか。

○委員長　はい。

○伊藤委員　まず、99ページの広報事業ですけれども、これ市長への手紙事業なんですけれども、これ令和5年度1年間でこれどのくらい投書が来るものなんでしょうか。

○秘書人事課長　令和5年度の実績で申し上げますと255件の投書者の方がありました。

○伊藤委員　そのうちどのような分野、例えば意見、要望が多いのか、集約はされているんでしょうか。

○秘書人事課長　意見としていただきました主な分野でございますけれども、環境や公害に関するものにつきましてとか、あと道路、河川、建築に関するもの、また交通関係のものが多かったというような状況でございます。

○伊藤委員　分かりました。

多分、要望があった要望者に対して回答は当然するわけですけれども、そうした結果を報告しないかんもんですから、例えば市民からの今要望の中で即座に対応した事案等があれば具体的にちょっと教えてほしいんですけれども。

○秘書人事課長　　市長への手紙としましていただきました投書の中のうち、対応ができたものということで認識しておりますのは、例えば異臭ですとか、騒音みたいな苦情に対する対応でございますとか、中には道路の傷んでいるところに対する投稿がありまして、簡易的にすぐに直せるものについては対応したような案件がございました。

○伊藤委員　　よく分かりました。

あと1点だけですね。105ページですね。任用及び人員配置事業のうち、ここに印刷製本費で職員採用パンフレットとか、職員採用ポスターが計上されているんですけども、これはどのようなものを作成して、どのようにこれ活用されたんでしょうか。

○秘書人事課長　　職員採用パンフレットや職員採用ポスターにつきましては、新規職員の確保を目的といたしまして就職活動において江南市職員を知ってもらい、就職先の候補としてもらえるよう作成させていただいたものでございます。

職員採用パンフレットは、市の概要でありますとか、先輩職員のインタビューなどを掲載いたしましたA4判のカラーのもので職員採用案内として活用しており、令和6年度2月に1,000部、職員ポスターはB2版で100枚を作成いたしました。

○伊藤委員　　はい、分かりました。以上です。

○委員長　　よろしいですか。

○中野委員　　103ページの職員研修事業の委託料のほうなんですけど、134万9,000円。これってどういうところにどういう内容で委託されているのか、ちょっと教えてほしいんですけども。

○秘書人事課長　　委託料として行っております職員研修でございますけれども、人事評価とマネジメント研修委託でありますとか、人事評価者研修など行っておりまして、委託先としましては株式会社ビーアンドシーというような会社などに委託をしております。

○委員長　　いいですか。

○中野委員　　まあいいですわ。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて企画課について審査をします。

当局からの補足説明がありましたらお願いします。

○企画課長 それでは、令和6年度の組織再編により、企画課の所管となります地方創生推進費の一部の事業及び秘書政策費の一部の事業、行政改革推進費の一部の事業につきまして説明をさせていただきます。

令和5年度江南市一般会計歳入歳出決算書事項別明細書の54ページ、55ページをお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

中段やや上、14款1項1目1節総務管理使用料、備考欄、地域交流センター使用料でございます。

58ページ、59ページをお願いいたします。

下段、14款2項1目1節総務管理手数料、備考欄、地縁団体証明手数料でございます。

62ページ、63ページをお願いいたします。

下段、15款2項1目2節総務管理費補助金、備考欄、個人番号カード交付事務費補助金でございます。

68ページ、69ページをお願いいたします。

中段、15款4項5目1節総務管理費交付金、備考欄、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）でございます。

76ページ、77ページをお願いいたします。

中段、17款1項1目2節使用料及び賃借料、備考欄、地域交流センター自動販売機設置場所貸付収入でございます。

同ページの下段、17款1項2目1節利子及び配当金、備考欄、江南市ふるさと応援事業基金利子でございます。

78ページ、79ページをお願いいたします。

中段、18款1項1目1節総務管理費寄附金、備考欄、ふるさと寄附金から4つ下の企業版ふるさと寄附金まででございます。

82ページ、83ページをお願いいたします。

最上段、21款5項2目1節市町村振興協会基金交付金とその下の2節市町村振興協会新宝くじ交付金でございます。

84ページ、85ページをお願いいたします。

中段やや下、21款5項2目11節雑入、備考欄、地方創生推進課のコピー等実費徴収金から、その2行下のコミュニティ助成事業助成金まで、同ページ下段、行政改革推進課のデジタル基盤改革支援補助金と、その下、情報システム等使用料でございます。

続きまして、歳出でございます。

98ページ、99ページをお願いいたします。

下段の2款1項1目地方創生推進費のうち、備考欄、市民活動推進事業から101ページ下段、地域連携事業まででございます。

その下、2款1項2目秘書政策費のうち103ページ、備考欄、政策決定支援事業から下段、市制70周年記念事業まででございます。

114ページ、115ページをお願いいたします。

上段の2款1項5目行政改革推進費の備考欄、行政改革推進事業のうち、ICT活用推進事業から情報システム管理運営事業まででございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　簡単に3つお聞きいたします。

まず、簡単ですよ、55ページ、一般会計の歳入の総務使用料の中で、地方創生推進課の地域交流センター、この使用料があるんですけども、令和5年度の施設の稼働率をちょっと教えてください。

○企画課長　地域交流センターの令和5年度の施設の稼働率は46%でございます。

○伊藤委員　ちょっと少ないですかね。ちょっと分かりませんが、その辺りの目標がちょっと設定が分からないんですけども、半分ぐらいの稼働率ということで、平日もありますからね、致し方ないかなと思っていますけれども、次に、101ページの地域団体支援事業、コミュニティ助成事業交付金なんですけれども、対象となった地区名と実施した事業内容を教えてください。

い。

- 企画課長 コミュニティ助成事業交付金ですけれども、令和5年度の実施自治会は四ツ谷区でございます。

四ツ谷区の事業内容は、デジタル複合機、ノートパソコン、シュレッダーで150万400円の事業に対し、150万円の助成となっております。

- 伊藤委員 分かりました。

あと1点です。103ページの第6次総合計画策定事業ですけれども、住民説明会会場借上料が決算に計上されてございますけれども、この住民説明会は何か所で開催されて、合計で何人の方が参加されたんですか。

- 企画課長 第6次江南市総合計画基本計画に係る住民説明会ですけれども、市内3か所を4回開催いたしまして、合計136名の参加がございました。

- 伊藤委員 以上です。分かりました。

- 委員長 よろしいですか。

- 伊藤委員 はい。

- 委員長 ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

- 委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて市民サービス課について審査をします。

当局からの補足説明がありましたらお願いします。

- 市民サービス課長兼消費生活センター所長 それでは、市民サービス課の決算について御説明申し上げます。

最初に、歳入について説明させていただきますので、決算書は54ページ、55ページの中段をお願いいたします。

14款1項1目1節総務管理使用料の市民サービス課所管分で、備考欄、布袋ふれあい会館使用料及び布袋ふれあい会館目的外使用料（自動販売機）でございます。

次に、58ページ、59ページ下段をお願いいたします。

14款2項1目3節戸籍住民基本台帳手数料で、備考欄、戸籍手数料から61ページ、諸手数料までの4項目でございます。

次に、62ページ、63ページの下段をお願いします。

15款2項1目1節戸籍住民基本台帳費補助金で、備考欄、個人番号カード交付事業費補助金でございます。

次に、64ページ、65ページの下段をお願いいたします。

15款3項1目2節戸籍住民基本台帳費委託金で、備考欄、中長期在留者居住地届出等事務費委託金でございます。

次に、70ページ、71ページの中段をお願いいたします。

16款2項1目1節総務管理費補助金の市民サービス課所管分で、備考欄、消費者行政活性化事業費補助金でございます。

次に、74ページ、75ページの上段をお願いいたします。

16款3項1目2節戸籍住民基本台帳費委託金で、備考欄、人口動態調査事務費委託金及び人口動向調査事務費委託金でございます。

次に、84ページ、85ページの下段をお願いいたします。

21款5項2目11節雑入の市民サービス課所管分で、備考欄、郵便料実費徴収金から有料広告掲載料までの4項目でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出について説明させていただきますので、108ページ、109ページ上段をお願いいたします。

2款1項3目市民生活費につきましても、ここから113ページ上段の備考欄、市民相談員事業までとなります。

その下、2款1項4目男女共同参画費につきましても、113ページの中段の備考欄、男女共同参画懇話会事業及び男女共同参画推進事業となります。

次に、146ページ、147ページの中段をお願いいたします。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費につきましても、ここから150ページ、151ページの下段、備考欄、住民基本台帳等窓口事業、宮田支所までとなります。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　これまた2つちょっとお聞きしたいんですけれども、147ペー

ジの戸籍事業ですね。これ昨年度の3月だったと思うんですけども、戸籍謄本が本籍地以外でも取得できるようになったと記憶しているんですけども、他の自治体は、それによって窓口が混雑したというニュースもあったと思うんです。そして、江南市は、いわゆる申請者の数にすぐに変化があったんでしょうか。増えたとか、減ったとか。減っていることはないと思うんですけど、増えたとか変化はあったんですか。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 令和6年3月1日より広域交付のほうが始まっております。

開始当初でございますけれども、国のシステムになりますけれども、処理のほうが進まなくて大変動きが遅くなった状態、また改製原戸籍についての出力がややうまくいかなかったという不具合がありまして、江南市におきましても、ちょっと困難をしたというのは状況ございました。

ただ、国のほうのシステムのほうも改善が進みまして、今そういった不具合がない状況でございます。ただ、どうしても国のシステムの使い勝手等もございまして、出力に当たってはちょっとお時間がかかるという状況になっております。

また、件数に関しましてですが、広域交付のみの方に関しましてカウントを取っております、大体2%程度ぐらいはあるということなんですけれども、実際の話、戸籍というものに関しまして、特に亡くなった方の戸籍に関しましては、出生から死亡の戸籍が欲しいという御要望が多々ありまして、そういった場合ですと、江南市にある戸籍分とほかの市町にある戸籍分を併せて出力するということになりますので、そういったお客様に関しては私たちが出しているということで、若干お客様に関しましては、お客様の数に関しては変わっていませんけれども、出力数に関しては増えているという状況にあります。

○伊藤委員 当初はちょっと市の件数が増えた。ちょっと困ったということもあったと思うんですけども、今もうちょっと煩雑になるときもあるということなんですけれども、一つ提案なんですけれども、今後、戸籍謄本のコンビニ交付に対応させる方法、予定というのはあるんでしょうか。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 コンビニ交付の戸籍での実施

につきましては、当初令和2年度に総務省の実証実験に採択されて今の住民票と印鑑登録の交付を実施しております。広域交付の戸籍に関しまして申し上げますと、そのメニューに今現在入っていないんですけれども、また今、戸籍に関しましては、振り仮名、法制化という事務も今進めております。来年度になりましたら、戸籍に振り仮名を振るという作業をしまして、システム改修に関しましても、今やりかけたところでありまして、このシステム改修がまず終わらないことには、コンビニ交付に関しましても、システムの改修というのは難しい状況になっています。

また、国のほうの動きに関しましても、コンビニ交付に関してまだ特段私たちが今参加しているものに関してアナウンスはされていませんけれども、他市町の状況を見ますと戸籍の交付というのは進められていますものですから、システム改修がめどがついた段階で国のほうの動向を見まして検討していきたいとは考えております。

○伊藤委員 分かりました。

あと1点です。

主要施策の313ページ、消費生活センター事業。これはちょっと分かればという話なんですけど、ちょっとごめんなさいね。2の実施内容の中に、消費生活相談件数があるって、その内訳としてあっせんの件数を掲げていますよね。小さい括弧で。これ相談員が相談者と事業者の間に入って実際にこれ解決に至ったケースというのはあったんでしょうか。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 消費生活相談のあっせんも含めて484件というのは報告させていただいています。

こちらのほうに関しましては、市民の方と江南市の相談員の方で、相談員の方が市民の方から受けた相談件数でございますので、相談に関しまして一回で全て終わるというわけではございません。基本的に相談員の方がある程度解決というようなところまで持って行って件数を上げていっています。全てこの相談件数484件に関しましては、国のほうに報告しております。その相談内容、また助言、アドバイスに関しまして、どのようなことをしたということをもとめて相談、報告する。

また、あっせんに関しましては、大体業者の方との間に相談員が入って対

応していくという、そういったところに関しましても報告しておりますので、基本的には484件、あっせんも含めてでございますけれども、解決したというふうに私は考えております。

○伊藤委員 分かりました。以上です。

○委員長 よろしいですか。

○伊藤委員 はい。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○津田委員 決算で、113ページの男女共同参画推進事業105万円と、あと成果報告のほうで、274ページ、今回実績ということで、達成状況を雨マークで、これ去年よりも悪くなっていて、あと逆に事業費としては去年よりも2割増えているんですけれども、お金は増えていて参加率が悪かったという、何か理由があるのでしょうか。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 昨年度と比較しまして、予算が増えたというところに関しましては、男女共同参画市民フェスタというのを毎年開催しておりますけれども、そちらのほうのイベントのほうで、昨年度に関しましてはLGBTQの元タカラジェンヌの東小雪氏をお招きして、そちらのほうで講師料ということで金額が上がっていたと。令和元年に関しましては、コロナの関係がございましたものですから、映画ということで、その講師料と映画へのお金を使ったということで、金額が大きく出たのになったのかなと思います。

あと実施の41.4という低いところでございますけれども、こちらのほうの数字の出し方でございますが、男女共同参画に関しまして、女性の輝きとか女性特有の問題、それからLGBTQなどに関するセミナーというのを毎年開催しております。その内容に関しまして、時々状況に応じて変えております。アンケートに応じても変えておるんですけれども、なかなか伸びていないというのを私たちの選択がまだきちんと至っていないだろうというのを反省いたしております。

また、昨年度から比較して落ちているところに関しましては、一昨年度は避難所での災害における女性の役割というものをやらせていただきました。そちらのほうの出席がよかったものですから、比較して落ちているというこ

とになります。

なお、今年度、令和6年度に関しましても、同じように避難所での女性の役割ということで、また別の講師の方をお招きして実施したところ、30人のところ24名ということでお集まりいただいていますので、そういったメニューの選択の仕方、ちょっともう少し工夫があるのかなというふうには感じております。

○委員長 津田委員、よろしいですか。

○津田委員 はい。

○東猴委員 すみません。戸籍関連の質問をここでしていいのか分かりませんが、質問させていただきたいんですけども、令和6年3月1日から戸籍法の一部を改正する法律の施行により、戸籍電子証明書提供用識別符号、あと除籍電子証明書提供用識別符号の発行が可能になっているわけですが、これによってわざわざ戸籍謄本などを提出しなくても、この番号を提出すれば省略が可能になるんですが、江南市はもう導入されていますでしょうか。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 東猴委員の言われますとおり施行されておりまして、江南市においてもそちらのほうの交付というものはできるようになっております。

ただ、実際の話はまだ、その符号を使う先がない状態になっていまして、最初に使われるであろうというものがパスポートの申請というふうになんていわれていまして、それが今年度末ぐらいというふうになっていますので、その辺りから私たちのほうも交付が始まるのかなということで、今のところのメニューとしてはできておりますけれども、販売委託件数は1件もございません。

○東猴委員 ありがとうございます。

○委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて総務部財政課について審査をします。

当局からの補足説明がありましたらお願いします。

○財政課長　それでは、組織再編に伴い、行政改革推進費の一部を含めました財政課の所管につきまして御説明をさせていただきます。

令和5年度江南市一般会計歳入歳出決算事項別明細書の50ページ、51ページをお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

最上段の2款地方譲与税から、52ページ、53ページの下段、12款交通安全対策特別交付金まででございます。

76ページ、77ページをお願いいたします。

中段、17款財産収入、1項1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入、備考欄、2つ目、財政課の土地貸付収入でございます。

その下、2目1節利子及び配当金で、備考欄の上から5つ目、財政課の江南市財政調整基金利子、江南市公共施設整備事業基金利子でございます。

78ページ、79ページをお願いいたします。

最上段、17款2項1目不動産売払収入、1節土地売払収入、備考欄、2つ目、財政課の土地売払収入でございます。

最下段、19款1項1目1節基金繰入金で、備考欄の4つ目、財政課の江南市財政調整基金繰入金でございます。

80ページ、81ページをお願いいたします。

上段の20款1項1目1節前年度繰越金でございます。

84ページ、85ページをお願いいたします。

21款諸収入、5項2目11節雑入で、85ページ、備考欄の下から6つ目でございます。財政課の建物総合損害共済解約払戻金でございます。

90ページ、91ページをお願いいたします。

22款市債、1項6目1節臨時財政対策債でございます。

続きまして、歳出でございます。

112ページ、113ページをお願いいたします。

下段、2款総務費、1項5目行政改革推進費、備考欄、最下段の行政改革推進事業のうち、1つ目の行政改革推進事業でございます。

116ページ、117ページをお願いいたします。

最上段、2款1項6目財政費は、118ページ、119ページの上段、備考欄、

P C B 廃棄物処理事業まででございます。

次に、大きくはねていただきまして、366ページ、367ページをお願いいたします。

最下段、11款1項1目公共施設災害復旧費から、368ページ、369ページの12款1項1目公債費、その下、13款1項1目予備費まででございます。

説明は以上でございます。補足の説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　また2つちょっとお聞きしたいんですけれども、まず51ページ、これを見ますと、このページの最上段にある2款地方譲与税から7款の地方消費税交付金までの中で、最後の7款で、地方消費税交付金だけが当初予算を下回る決算となっているんですよね。この辺の要因というのは何でしょうか。

○財政課長　予算の立て方でございますけれども、例年、地方譲与税から5款の株式等譲渡所得割交付金、こちらにつきましては、前年度の実績から地方財政計画に基づいた数値を掛けております。上昇率ということで、国が示す地方財政計画の率を掛けてございます。

6款の法人事業税交付金につきましては、愛知県が推計いたしております推計額を基に積算をしております。

7款の地方消費税交付金につきましては、同様に県の推計額を基をベースに予算のほうを組んでいるという状況でございます。

地方消費税につきましては、当然消費に伴った税ということでございますので、その消費動向によって県の収入ということで配分額は決まってくるということでございますので、具体の理由につきましては、消費に伴ったその年度間の違いということで理解しております。

○伊藤委員　分かりました。

あと1点です。

主要施策の26ページ、財政力の推移ということで、財政力指数について、本会議でもこれ厳しい財政状況についての指摘があったと思うんですけれど

も、表を見ると年々下がってきている現状ですよね。財政課としては、目標とする数値というのを持っているのでしょうか。

○財政課長 財政力指数につきましては、現状で申し上げますと、人口規模とか産業構造から分類される全国での類似的な団体というのがございます。この全国79の団体がございまして、その令和4年度の状況で申し上げますと、類似団体79の平均が0.71ということになっております。

本市におきましても、令和4年度の財政力指数は0.77ということでございまして、若干真ん中よりも上に位置するということですが、財政力指数につきましては、基本的に0.8以上ではないと財政的にということ、主要施策のほうでも目標値0.83ということで掲げてございます。

○伊藤委員 分かりました。

そうすると、財政力の回復に向けてそれぞれ取り組む必要があると思うんですけども、これ一番取り組まなければならないことは何でしょうか。今、財政課としては。

○財政課長 財政力の計算は、基準財政収入額と基準財政需要額ということで、その割り算ということになってまいります。財政力指数を高めようといたしますと基準財政収入額を上げるという方法か、基準財政需要額を下げる方法かということになってまいります。

基準財政需要額を下げるものにつきましては、地方交付税の制度上、本市のみで下げるということもなかなか難しいものですから、基本的には収入額を上げるということが財政力指数の改善につながるというふうに考えております。

○伊藤委員 分かりました。以上です。

○委員長 よろしいですか。

○伊藤委員 はい。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○中野委員 すみません。さっき伊藤委員の質疑で補正のほうで財政調整基金のほうがちよっとあって、今年度大体30億円ぐらいで着地するというような想像なんですけれども、なかなかこの江南市の財政力も硬直化してきて、令和7年度から令和10年にかけて大型事業が結構あって、今後はこの財政調

整基金の予測というか、推移をどう考えているのか、ちょっとお尋ねしたいんですけれども。今後は財政、予算組みするときに、どれぐらい財政調整基金を当てにして予算を組んでいくというような予測を立てているのか、ちょっとお尋ねしたいんですけれども。

- 財政課長　先ほど令和6年度の財政調整基金の残高見込みということで、30億円前後ということで見込みを立てておりますけれども、こちらにつきましても、今後以降の補正予算の状況によって振れ幅は生じてくると思っております。中長期的な形で財政運営をしていくには、議案質疑でも御答弁させていただきましてとおおり、事業の中止、廃止も含めた見直しというところも考えていく必要があると。あわせて、選択と集中ということで財政課としては掲げているところでございます。

今後の財政調整基金の推移ということにつきましては、歳入と歳出の関係で令和7年以降どういう形で推移になってくるかは、今のところ不透明なところがございましてけれども、現状の財政調整基金を、30億円前後ございまして、この部分については、大型事業も含めて考えていきますと取崩しもしていくことになるだろうというふうには考えております。以上です。

- 中野委員　ちょっと要望的にはなるんですけれども、これから曾本町の企業誘致がまだかなり不透明なところも多くて、あれが基金もちょっと積んであるけれども、なかなかそれでは足りていない状況で財政調整基金を当てにしていかなきゃいけない。

あと、ごみ処理場の西側もまだ完全にまだ何も見えてないというか、状況であとは保育園の統合だったりとか、そういった部分もかなりあるので、基本的には財政調整基金が貯金の部分で、当てにして予算を組んでいくというのはちょっと僕は違うのかなと思っているので、一定数はいいと思うんですけれども、それを超えるような調整基金を当てにしてこういう予算組みしていくというのはちょっと違うと思っていますので、そこは本当にさつき課長が言われたような事業の見直し、あと延期とかというのも含めて、健全な財政運営をしていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

- 委員長　要望でいいですか。

- 津田委員　成果報告の288ページなんですけど、資産の適正な管理運用とい

うことで、先年度は非常にこれ低くて雨マークだったんですけれども、本年度が一気にこれ好転しているって、これ何があってこういう数字になったんですか。

○財政課長 今年度の数値が改善している理由につきましては、旧養護老人ホームセンターの旧養護老人ホームむつみ、こちらが普通財産で管理しておりましたが、建物、土地ともに売却をしたということで、率としては改善しているということでございます。

○委員長 津田委員、よろしいですか。

○津田委員 いいです。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、ここで暫時休憩をいたします。

午前11時51分 休 憩

午後 1 時06分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。

続いて、税務課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○税務課長 それでは、税務課の所管につきまして説明させていただきます。

歳入歳出決算事項別明細書の48ページ、49ページをお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

1 款市税につきまして、1 項市民税から最下段にございます5 項都市計画税までのうち現年課税分が税務課所管となります。

次に、58ページ、59ページをお願いいたします。

下段の14款使用料及び手数料、2 項 1 目 2 節徴税手数料で、備考欄にございます税務課、証明手数料及び閲覧手数料でございます。

次に、84ページ、85ページをお願いいたします。

21款諸収入、5 項 2 目11節雑入のうち、備考欄の下段にございます税務課分郵便料実費徴収金をはじめ4 項目でございます。

続きまして、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、136ページ、137ページをお願いいたします。

中段でございます2款2項1目の税務費、右側の備考欄、人件費等から143ページ備考欄の中段、税諸証明書交付事業まででございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　簡単に3点質問いたします。

まず、85ページ、雑入ですね。

この税務課の雑入のうち、裁判所の予納金返還金について、その内容を教えてください。

○税務課長　裁判所予納金返還金69万5,770円でございますけれども、こちらは、長らく相続人不明で課税保留をしていた土地がありまして、相続財産管理人制度を利用し相続財産を管理する管理人を選任するために、令和4年7月に名古屋家庭裁判所一宮支所へ申立てを行った際、官報公告料のほか、管理人選任者が行う管理費用や管理人報酬の見込額として、家庭裁判所へ保管金として70万円を納付したものです。

相続財産管理人選任の後、相続人捜索などの手続を経まして、相続人の不存在が確定し、当該土地については売却により相続財産の現金化がなされました。

全ての財産が精算された後、相続財産管理人の報酬額が相続財産で賄えたようで、予納金の中から官報公告料などに要した費用を差し引いた残額が申立人である市に返還されたものでございます。

○伊藤委員　分かりました。

あと主要施策282ページ、公平かつ適正な課税ということで、これも毎年聞いているんですけども、3番の成果の状況の中で、課税誤りによる更正・決定の内容を教えてください。

○税務課長　課税誤りによる更正決定の件数ですが、6件でございます。

令和5年度中に納税通知書の内容に誤りがあることが判明した6件でございますけれども、その内容としましては、固定資産税が6件で、うち土地に関するものが4件、家屋が1件、償却資産が1件でございます。

土地の4件につきましては、まず所有者の登録誤りで、親で登録しなけれ

ばならなかったものをちょっと誤って子のほうで登録したことによる賦課誤りが1件、もう一つ、課税計算における正面路線の設定誤りが1件、非課税となるものについて非課税処理漏れが1件、住宅用地特例を令和5年度で認定しなければいけないところを誤って令和6年度分としていたものが1件ございました。

家屋の1件につきましては、非課税となるものについての処理漏れが1件、償却資産につきましては、生産性向上特例というのがあるんですけども、こちらの処理漏れが1件ございました。

○伊藤委員　なかなかミスはなくすことはできませんけどね、できるだけ減らすように努力してください。

あと1点だけですけども、318ページ、住民税システムの改修事業の中で、決算状況なんですけれども、2番の、予算額の1,815万円に対して決算額1,277万1,000円と大幅に予算額を下回っているんですよ。その理由は何でしょう。

○税務課長　このシステム改修でございますが、特別徴収税額通知の電子化に係るシステム改修と森林環境税課税改修に係るシステム改修の2件分でございます。どちらも税制改正に対応できるよう既存の基幹系税システムの改修を行ったものでありますが、予算編成の段階では詳細な仕様が示されていなかったため、どちらの改修につきましても契約のときに仕様のほうが判明しまして、その際、改修に必要な作業が想定よりも少なかったことにより費用が圧縮され、金額のほうが大分下がったものでございます。

○委員長　よろしいですか。

○伊藤委員　これも予算のときにしっかりと精査して金額を出して、なるべく執行率を100%にしておくとはかに予算を回せますので、こういう無駄なことをこれからなくして、しっかりと予算のときに金額をある程度確定してやっていただいたほうが、またほかにも予算を使えますので、ぜひともこれからはしっかりやっていただきたいと思います。以上です。

○委員長　要望でよろしいですか。

○伊藤委員　はい。

○委員長　ほかに質疑はありますか。

○津田委員　　成果報告の中で、ページ数でいくと282ページですが、先ほど伊藤委員が成果の状況で課税誤りでありましたけれども、そのもう一個下のところで、未申告者などに対する更正・決定の件数ということで、未達状況が去年度よりもかなり悪くなっているんですけども、これってどういうこと、なぜこんなふうに悪くなっていて、今後どうしようとするのかというのをちょっと教えていただきたいです。

○税務課長　　未申告者などに対する更正・決定の件数ということでございますけれども、昨年よりも実績値のほうが少なくなっておりますけれども、まず、未申告による未申告調査というものがございまして、課税の資料がない方につきまして申告書を発送して、その結果により更正増になった件数というものが7件ございまして、あとは税務調査による更正の決定となったものが16件、あとは扶養親族の方の重複扶養や所得超過により課税の更正をした件数が83件でございました。

償却資産におきましても、税務調査により更正増になったケースが5件あるんですけども、このうちの未申告の関係の調査が、数が少なくなっております、その少なくなった理由といいますか原因のほうなんですけれども、昨年度、国の政策で非課税世帯に低所得者の方を対象にした給付金がございまして、その対象となるかどうかといったようなところで御自身自ら申告書を提出されるケースが多かったことにより、申告の出ていないケースに対してこちらから申告書を発送する件数そのものが少なくなったのではないかと推測しているところでございます。

ただ、今年度につきましても、また調整給付金関係ですとかほかにも給付金はございますので、申告される方、ちょっとこれまでは申告されていなかった方もまた申告されるケースが出てくるとは思いますので、来年度につきましても、ひょっとしたら同じような給付になるのではないかと予測しているところでございます。

○委員長　　よろしいですか。

○津田委員　　ちょっとさっぱり分かんないんですけども、これ、そもそもが目指す成果として、公平かつ適正な課税がなされていると感じているための指標に対してほとんど達成できていないというふうに捉えるんですけど

も、今の説明の中では、何で達成できていないやつを達成できるようにするのかというのがちょっと見えなかったもので、この場では特に必要ないですけども、また後日教えてください。

○委員長 要望でよろしいですか。

○津田委員 はい。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○委員長 須賀議員から本件に関して委員外議員としての発言がしたい旨申出がありますが、許可してよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○須賀議員 いつも毎年ちょっと話題になる話ですけども、例のふるさと納税制度によって江南市から流出した市民税の税額は幾らか教えてほしいんですけど。

○税務課長 ふるさと納税で江南市から流出した、いわゆる税の控除により、本来江南市に入る分が控除されて入ってこなかったという数字でございますけれども、令和5年度につきましては、寄附金額が6億8,309万3,000円に対し、控除額が3億1,891万1,000円ございました。

○須賀議員 数年前までは1億円ちょっとぐらいだと思ったんですけど、そんなに増えたんですかね。何か、それだけ受ける人が多かったということですかね、控除を。人数とかそういうものも把握してみえますか。

○税務課長 令和3年度からで申し上げますと、令和3年度につきましては、ふるさと納税で控除をされた方が4,693人、寄附金額は3億9,803万3,000円で、いわゆる控除額が1億8,891万5,000円、令和4年度におきましては6,398人で寄附金額が5億7,009万4,000円、控除額が2億6,495万6,000円で、先ほどの令和5年ですが、寄附金控除を受けられた方が7,662人の、寄附金額が6億8,309万3,000円の控除額が3億1,891万1,000円ということで、だんだんと寄附金控除を利用される方が増えている傾向にあります。

○委員長 よろしいでしょうか。

○須賀議員 ありがとうございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて収納課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○収納課長 それでは、議案第66号のうち、収納課の所管する内容につきまして御説明いたしますので、歳入歳出決算事項別明細書の48ページ、49ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

このページの最上段、1款1項1目個人市民税から最下段1款5項1目都市計画税までの備考欄、収納課に関する箇所でございます。

大きくはねていただきまして、72ページ、73ページの下段をお願いいたします。

16款3項1目1節徴税費委託金でございます。

はねていただきまして、80ページ、81ページの中段をお願いいたします。

21款1項1目1節延滞金でございます。

次に、82、83ページの上段をお願いいたします。

21款5項2目3節土地改良区費徴収交付金でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

大きくはねていただきまして、142ページ、143ページの中段をお願いいたします。

2款2項2目収納費、備考欄、人件費等から、はねていただきまして、146ページ、147ページの上段、納税相談事業まででございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 主要施策で2つだけお聞きします。

まず、284ページ、市税等収納管理の充実ですね、これ。

3番の成果の状況の中で、収納率は目標をクリアして晴れマークになっているんですね。しかし一方で、監査委員から、愛知県内の平均を下回っているという指摘があったと思うんですね。

そうすると、これ、いわゆる基準値が低いのかちょっと分からないんですけども、この辺り、今後愛知県の平均を上回るように、収納率向上に向けての何か新しい取組をされることはあるんでしょうか。

○収納課長 収納率でございますが、市税全体では96.8%で、前年比と比べて0.1ポイントは向上しております。

収納率自体は毎年少しずつ向上しておりますが、ただ監査委員の御意見ですとか今伊藤委員からの御指摘のとおり、愛知県内の平均収納率は98.72%ということで、江南市はその数字を下回っているという状況でありますので、せめてやはり県下の平均には近づけるように、現年、過年度を問わず、含めて収納率の向上に努めてまいりたいと思っております。

これに関しましては、やっぱり現年度をしっかりと徴収して翌年に滞納を繰り返さないようにすることが一番滞納をなくす点においては効果的だと思っておりますので、その辺を踏まえて頑張ってもらいたいと思います。よろしくお願いたします。

○伊藤委員 よろしくお願いたします。

あと1点です。

319ページの滞納処分事業はこの表をちょっと見たんですけれども、2番の実施内容を見ますと、差押え状況としては、令和5年度が1,067件の約1億156万円と、ここ5年間は件数、金額とも最も大きな数字になっているんですね。

これが件数、充当金額とも最も大きく伸びた要因というのはどのように考えておられるんでしょうか。

○収納課長 換価充当金額でございますが、令和5年度の合計金額が、今委員からもお話しありましたように、合計金額で申し上げますと1億156万7,701円、その下、令和4年度と比較いたしますと、令和4年度は8,185万5,500円ということで、委員御指摘のとおり約1,900万円ほど差がございます。

こちらの主な要因ですけれども、表を御覧いただきますと、不動産とその他が令和4年度と比べると大きく乖離している部分がございますが、こちらにつきましては、もともと不動産の差押えを行っていた方が自主納付されたりですとか任意売却に動かれた方ございまして、その他の枠でございます

と、太陽光の売電収入ですとか賃料、あとは国税の還付金ということと、あと令和5年度でちょっと大きく動いたものが、事業所が倒産したもので、滞納処分した車3台を公売、代金に充当したものが大きな要因でございます。以上です。

- 伊藤委員　よく分かりました。
- 委員長　よろしいですか。
- 伊藤委員　以上です。
- 委員長　ほか、質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

- 委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて総務課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 総務課長　それでは、総務課の所管につきまして御説明させていただきますので、歳入歳出決算事項別明細書の54ページ、55ページをお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

上段の14款1項1目総務使用料、1節総務管理使用料のうち、備考欄の総務課分13件でございます。

64ページ、65ページをお願いいたします。

下段の15款3項1目総務費委託金、1節総務管理費委託金でございます。

74ページ、75ページをお願いいたします。

上段の16款3項1目総務費委託金、3節選挙費委託金でございます。

その下、4節統計調査費委託金でございます。

76ページ、77ページをお願いいたします。

上段の4項4目市町村事務移譲交付金、1節市町村事務移譲交付金でございます。

中段の17款1項1目財産貸付収入、2節使用料及び賃貸料、備考欄の総務課分でございます。

78ページ、79ページをお願いいたします。

上段の2項2目物品売払収入、1節物品売払収入でございます。

84ページ、85ページをお願いいたします。

最下段になりますが、21款5項2目雑入、11節雑入、備考欄の総務課分でございます。

90ページ、91ページをお願いいたします。

上段の22款1項7目総務債、1節総務管理債でございます。

続きまして、歳出でございます。

少しはねていただきまして、118ページ、119ページをお願いいたします。

上段の2款1項7目行政事務費、備考欄、人件費等から124ページ、125ページ最下段の固定資産評価審査委員会事業まででございます。

少しはねていただきまして、150ページ、151ページをお願いいたします。

下段の4項1目選挙費、備考欄、選挙管理委員会事業から、はねていただきまして、154ページ、155ページの中段まででございます。

その下、5項1目統計調査費、備考欄、統計調査事業でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　決算書2点と主要施策2点をちょっとお聞きしたいと思います。

まず、77ページ、財産貸付収入ですけれども、中段の本庁舎自動販売機設置場所貸付収入36万3,816円と、その下の本庁舎の自動証明写真機の設置場所貸付収入74万1,421円について、スペース、面積、これ、あまり差がないように私は思うんですけれども、この差は何でしょうか。どうしたことで、積算根拠になるか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○総務課長　自動販売機、自動証明写真機のいずれの設置につきましても一般競争入札により公募を行いまして、入札金額が最も高い個人または事業者と貸付契約をしておるものでございます。

貸付収入は、競争原理の下、有効な経営資源として捉えた応札者の入札金額によるものでございます。

○伊藤委員　入札によって違うと。スペースが同じだけど入札によって違ってきた、倍ぐらい違ってきたということですよ。分かりました。

あと、119ページの情報公開事業ですけれども、令和5年度の情報公開件

数、何件あったんでしょうか。また、その件数というのは増加傾向にあるんですか、横ばいなんですか。

○総務課長 近年の情報公開請求件数でございますけれども、令和3年度が57件、令和4年度が69件、令和5年度が61件となっております。3年間で見ますと、多少の増減ございますけれども、ほぼ横ばいという形でございます。

○伊藤委員 分かりました。

そうしたら、情報公開に対して異議申立てなんかはあったんでしょうか。

○総務課長 開示決定などに対する審査請求でございますけれども、令和3年度がゼロ件、令和4年度が2件、令和5年度がゼロ件となっております。

○伊藤委員 あと、主要施策2点ですね。

294ページの行政委員会の適正な運営ですね。これ3番の成果状況で、市長・市議会議員選挙の投票率は目標値を下回って曇りマークで、多分ですよ、多分若い世代の投票率が低かったかなあと私は勝手に思っているんですけれども、年齢別の投票率というのは把握しているんでしょうか。

○総務課長 年齢別の投票状況でございますけれども、令和5年4月執行の江南市長選挙の例で申し上げますと、10代の投票者数が591人、投票率のほうは、当日有権者数をベースにした数値が年齢別で把握できないことから、あくまでも告示日の有権者数で算定したものでございますので参考数値となりますけれども、投票率が約31%、そして20代の投票者数が2,210人、投票率で申し上げますと約24%と、全体の投票率46.7%と比較いたしますと大きく下回っているところでございます。

○伊藤委員 今お聞きしたところ、やはり投票率が低いということで、若い世代が投票に行くために、行政としては今後何ができるんでしょうか。どういうふうに発信していきたいと思っているんでしょうか。

○総務課長 若年者向けの投票率の向上策でございますけれども、主権者教育の一環といたしまして、例年、小学生、中学生、高校生を対象に選挙啓発ポスターの作品を募集いたしまして、優秀作品を市役所や江南駅構内、あるいは市のホームページ等で展示しておりますところでございます。

そのほか、市内の小・中学校を対象に模擬投票などの選挙出前トークを実施しておりまして、今年度は7校、約600名の参加を見込んでいるところで

ございます。

○伊藤委員　確かに多分例年同じような形でやってみえると思うんですけども、例えば今回、我々議員が議場を使って、議会改革で、今の中学生ですか、来ていただいて、あそこで意見交換会を行うということなんですけれども、実際他市町でいいますと、市が主導で、多分総務課だと思うんですけども、主導で市内の小・中学生に来ていただいて、その小・中学生の質問を市の幹部が答えるという模擬議会をやっているんですよ。そういうことも今後取り組んでいただいて、若い世代がやはり有権者になったときに行きたいなあという、そういう先を見越した取組をしていただければということで、その辺りを要望として提案させていただきます。以上です。

○委員長　提案でよろしいですか。

○伊藤委員　提案でいいです。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○伊藤委員　ごめんなさい、もう1点だけ、3つです。

これもまた非常に言いにくいんですけども、321ページの庁舎等維持運営事業の中の連絡歩道橋点検、これも皆さん、議員も全員協議会の中で意見も言われたとかあると思うんですけども、2番の実施内容の中で、点検の結果は早期に措置を講ずべき状態ではないという診断結果が出たということなんですけれども、実際に大藪委員長も多分言われたと思うんですけども、実際に雨の日に水がたまったり、歩く部分のコンクリートが剥がれてきたり、あそこ通学路になっていますので非常に危険だということがありますので、そういった部分に対して応急的に修繕を行っていただきたいと私は思うんですけども、総務課としての見解をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○総務課長　床面の劣化が著しく、早急に修繕すべきという御意見もいただいているところでございます。

本庁舎の維持期間を踏まえまして、最少の経費で効果的な保全となるよう財政部局と協議をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○伊藤委員　ぜひともよろしくお願いたします。以上です。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて会計課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○会計管理者兼会計課長 それでは、会計課所管の決算について御説明させていただきますので、決算書の80ページ、81ページをお願いいたします。

歳入でございます。

中段の21款2項1目市預金利子、1節預金利子でございます。

86ページ、87ページをお願いいたします。

21款5項2目雑入、11節雑入の会計課分は、上段やや下、業者用納品書売捌収入と愛知県証紙売捌手数料でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

134ページ、135ページをお願いいたします。

下段の2款1項10目会計管理費、人件費等から、次のページ136ページ、137ページ、中段の徴税費の前まででございます。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 1点だけです。

135ページの歳入歳出事務処理事業の中で、派出窓口事務取扱手数料が572万円と非常に高いんですけれども、この積算根拠はどのような形なんですか。

○会計管理者兼会計課長 この派出窓口事務取扱手数料ですけれども、指定金融機関である三菱UFJ銀行が会計課横の派出窓口にて公金収納やほかの金融機関から提出された収入日報等の精査、取りまとめを行うための事務に従事する費用として支払ったものでございまして、派出所のほうの職員としましては、三菱UFJ銀行から日次2名派遣していただいておりますので、その人件費等に絡む金額で請求されているものと考えております。

○伊藤委員 そうするとどのくらいの処理があるか分かりませんが、

この派出窓口で取り扱う事務処理件数というのは、三菱UFJ銀行から報告というのはあるのでしょうか。どのぐらい取り扱ったという実績があるのでしょうか。

○会計管理者兼会計課長 三菱UFJ銀行の取扱件数及び他の銀行からも毎日収入日報ということで件数のほうの御報告はございます。その件数の合計と、あと収入のデータとしてまた市のほうにもデータがまいりますので、そのデータの突合ということで市でも確認を行いまして、三菱UFJ銀行は、金融機関全体の件数も把握して市のほうに御報告いただいているものでございます。

○伊藤委員 分かりました。以上です。

○委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続きまして、監査委員事務局について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○監査委員事務局長 それでは、監査委員事務局の所管につきまして御説明申し上げます。

歳入はございません。

歳出について申し上げます。

歳入歳出決算事項別明細書の156ページ、157ページをお願いいたします。

上段の2款6項1目監査委員費で、右側備考欄の人件費等から最下段、監査委員会関係事業まででございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○副委員長 司会を代わります。

○大藪委員 それでは、また議案質疑に引き続き少々長くなりますが、大変重要な内容ですので、しっかり説明をさせていただきます。

議案第66号の監査委員事務局についての、監査委員事務局は江南市の決算審査意見書というのがあります。これの作成に当たり、こういった業務、そしてこういった助言をしているかについてをお尋ねします。

先日の議案質疑に対して、代表監査委員の答弁について、監査事務局から代表監査委員に提出された資料について確認をさせていただきます。

初めに、代表監査委員は、要綱、これは議場に出ていましたね。要綱によりその正当性についての意見を述べられ、基幹管路更新時における消火栓の費用負担につき認めるといった要旨の見解を答弁されました。

議案質疑前に、私が監査事務局長に、要綱について、日付、決裁区分について確認すると、水道部にあるのでこれは分からないと、手元に要綱のコピーもなく、細かい内容については承知されていないことを確認しています。監査委員事務局とですね。

代表監査委員は、水道事業者である水道課に確認しましたところと併せて、要綱を確認したと答弁をされています。代表監査委員には要綱のコピーを見せられたのでしょうか、それとも原本を水道課から取り寄せて見せられたのでしょうか。お答えください。

○監査委員事務局長 要綱につきましては水道課のほうに決裁等は保管されておりますので、監査委員事務局で保管していないということで議員にはお答えをしました。

ただ、キャビネットのほうで情報を取るということはできますので、そちらのデータにつきましては監査委員には提供をしたところでございます。

○大藪委員 私に送られてきた水道部よりの要綱について書かれた内容を口頭で伝えられたのか、見せられたのか、答弁書を、先ほどキャビネットとおっしゃったんですが、監査事務局で用意され、それを代表監査委員が確認され答弁をされたのか、代表監査委員がどのように要綱の内容を確認されたか、これは今説明されたとおりだと思いますが、再度確認するんですが、代表監査委員は、こんな大事な答弁に当たって、その内容を詳細に御自身で確認をせずに答弁されたという理解でよろしいですか。

○監査委員事務局長 議案質疑に関しましては、監査委員事務局のほうで答弁案は作成はしました。それを監査委員に提供しまして、内容を御確認いた

だいたいで監査委員が答弁されているものと考えております。

- 大藪委員　　御本人にも私は分からないと話されたのは若干疑問ではありましたが、代表監査委員に見せなかった要綱の内容について、どのような附属資料がついていたのか、具体的に説明してください。附属資料等ついているものがあれば、そこに説明の中であつたら教えてください。議案質疑の中でも含めてです。
- 監査委員事務局長　　議案質疑の答弁書を作成した折に監査委員にお送りしたものは、答弁書の案と要綱と議員からの御質問の中にありました水道法ですとか総務省の通知ですとか、そういったものの抜粋をお送りしたものでございます。
- 大藪委員　　水道部から要綱の原本を具体的にキャビネット云々というところから何月何日に取り寄せて、見せてということで結構です、見せて、代表監査員にはどの程度その内容を把握していただけるぐらいのボリュームで説明をされたのか、これもお答えください。
- 監査委員事務局長　　ちょっといつだったのかということまでは記憶がないです。議員からの通告をいただいた翌日か翌々日だと思いますけれども、事務局のほうで答弁書案を考えて、その際に一緒にお送りしています。
- 大藪委員　　実際、要綱については、途中で実際にこの要綱の内容について、ごめんなさい、私、取り寄せもしてみたんですが、この要綱についてですが、答弁で言われた内容とちょっと内容が違ってしまっていて、要はこの要綱に関して法制視点での協議はされていないんですよね。実際取り寄せたところ、これ平成28年2月10日起案、平成28年2月23日に決裁を受けていますが、財政的な視点での協議が一切されていないものが要綱として恐らく代表監査委員が見られたものだと僕は認識しているんですが、その点はいかがでしょうか。どうも代表監査が言われた内容とちょっとそごがありそうな気がするんですけど、どうでしょう。
- 監査委員事務局長　　水道課が保管しています要綱の改正の決裁というのを私も見ておりません。なので、財政課との協議がなされたかということについては把握はしておりませんが、水道課と消防署にこの御質問いただいたに当たりいろいろ教えていただいたんですけれども、その要綱改正の折

に水道課の担当と消防の担当の方で協議をされて協定書を結んだというふう  
に伺っております。

○大藪委員 答弁としてこれほど重要なものであり、やはりそれは代表監査  
だけではなくて、やはり局長であるべき方がしっかりこれは確認されるべき  
ではなかったのかなあというふうに私は思うんですが、その点の事務的な取  
扱いについてはどのようにお考えでしょうか。

○監査委員事務局長 決算審査に必要な書類につきましては提出をしていた  
だいたのですが、今回の議案質疑に関しての情報収集が足りなかったという  
ことであれば、事務局として至らない点があったと思いますので、真摯に受  
け止めまして今後に活かしてまいりたいと考えております。

○大藪委員 水道経営審議会のことについて答弁ありました。審議会にも諮  
られ、問題がないといった要旨の発言をされておいででした。審議会で消火  
栓の繰り出し基準について諮られていない旨を審議会の出席の議員からも確  
認をいたしました、私自身がですね。

どのように諮られたのかが分かる資料を代表監査員にお見せになったのか、  
その審議会の内容が確認できる資料などは今手元にあるのでしょうか。教えて  
ください。

○監査委員事務局長 審議会の資料につきましては、決算審査としては必要  
な資料とっておきませんでしたので、提出はいただいていません。

ただ、ホームページでも資料や議事録などは公開されていますので、監査  
委員も御覧になっているものと思いますが、事務局側として資料を提出した  
ということは正直ございませんでした。

○大藪委員 ということは、ちょっとこれは私の認識ですが、何もこれにつ  
いて代表監査委員にしっかり内容を確認した上ではないということで、私は、  
虚偽ではありませんがこれは不適切な発言をなされたことだというふうに理  
解して、大変な大きな問題だというふうに指摘をさせていただきます。

代表監査委員、私と同様の内容を確認され、一方的に水道部に寄り添った、  
あまりにも市民には不公平と言える答弁であったと思われれます。また、答弁  
内容も資料確認などを怠った上で答弁なされています。

監査事務局においても、代表監査委員がしっかり状況を把握できる資料提

供がなされておらず、あまりにも当局の代表監査委員からの不公平な見解になっていると私は考えます。

今後は、市民目線に沿った視点で監査事務局長もしっかりこの点について十分理解された上で、代表監査委員に今後このような軽率な判断をされないように指摘をさせていただきます。

答弁については結構です。以上です。

○監査委員事務局長 御意見は承りまして、監査委員に伝えてまいります。

○大藪委員 よろしく申し上げます。以上です。

○副委員長 司会を戻します。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようですので、続いて消防本部消防総務課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○消防総務課長 それでは、議案第66号のうち、消防本部消防総務課の所管につきまして御説明させていただきますので、歳入歳出決算事項別明細書の58ページ、59ページをお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

最上段にあります14款1項6目1節消防使用料、右側備考欄にあります消防総務課、消防施設目的外使用料の4項目でございます。

次に、64ページ、65ページをお願いいたします。

中段にあります15款2項5目1節消防費補助金、右側備考欄にあります消防総務課で災害対応特殊救急自動車購入費補助金でございます。

次に、76ページ、77ページをお願いいたします。

中段にあります17款1項1目2節使用料及び賃貸料、備考欄にあります消防総務課で消防庁舎自動販売機設置場所貸付収入でございます。

はねていただきまして、82ページ、83ページをお願いいたします。

21款5項2目、中段にあります8節公務災害補償基金支出金、備考欄にあります消防総務課で消防団員等公務災害補償基金支出金でございます。

次に、86ページ、87ページをお願いいたします。

21款5項2目11節雑入、備考欄、中段やや上にあります消防総務課で車両燃費値不正行為賠償金からその5つ下、自動車損害共済災害共済金まででございます。

次に、88ページ、89ページをお願いいたします。

最下段にあります22款1項4目1節消防債、右側備考欄にあります消防総務課で消防施設整備事業債でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、286ページ、287ページをお願いいたします。

最上段にあります9款1項1目消防総務費、右側備考欄にあります人件費等から、はねていただきまして、295ページ下段にあります26節公課費まででございます。

説明は以上です。補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　2点だけお聞きいたします。

まず、289ページの下段ですね。報酬等管理事務。これは費用弁償になるんですけれども、以前、令和4年度中だと思えるんですけれども、消防団員の処遇改善ということで費用弁償に関する条例の改正を行ったと記憶してございます。その後、この費用弁償は増えているのか。増えているんだったら、その動向というか、その差ですね。その辺りの要因が分かればということで、増えていなかったらいいんですけれども、その辺りの動向をまず教えてください。増えていたらその要因を教えてください。

○消防総務課長　今言われます条例改正が令和4年度にありまして、令和5年4月1日からの施行でございましたので、令和5年度の実績としましては条例改正後の実績になります。

議員御指摘の箇所、289ページの下段のところに報酬管理事務として8節旅費、費用弁償とありますが、ここに男性団員の部分ではありますが658万7,600円と。あともう一つ、次のページになりますが、291ページのところに

消防団充実強化事業ということで、女性消防団員の費用弁償の部分が上段8節旅費の費用弁償43万4,000円、ここが言われます御指摘の費用弁償の箇所でございます、合わせますと、一部実は総務グループのところでは会計年度職員の交通費の旅費もこれに含まれておりますので若干の数字が合わないところもあるんですけれども、消防団員の部分に関しますと、704万500円が令和5年度の実績でございます。

今御指摘の条例改正前ということで、令和4年度の数字といたしましては587万8,000円でございますが、令和4年度のときはまだコロナ禍の影響で事業が全て行われていないというところもありましたので、ちょっと比較としてはどうかなあというところもあるんですけれども、ちなみに令和3年は195万6,000円、これもコロナ禍です。令和2年度ですと208万4,500円。これもコロナ禍と思われまますので、その前の令和元年とか平成30年の数字で申しますと、令和元年が今の箇所のところで合わせますと709万9,900円、また平成30年ですと912万4,200円というところの数字がコロナ前の数字でございますので、それと令和5年度の数字と比較しますと、消防団の処遇改善という意味で改正したものの、実際としては令和5年度の数字を見るとむしろ減っている状況でございます。

○伊藤委員　　ちょっと要因が分からんところがあるんですけど、火災が少なかったのか、その辺りはちょっと分からんですけど、基本的には処遇改善して、いわゆる費用弁償を上げてても変わっていないということですよね。結果的には。今のところはね。そういうことですよ。

○消防総務課長　　今言われましたように要因がちょっと明確ではない部分がありますけど、明らかかどうか分かりませんが、実際の火災件数としては、前年と比べますと減っております。

それから、もう一つ要因として考えられますのは、費用弁償の中でも消防団員が県の消防操法大会に出場する特別訓練という部分がございます、コロナ禍を経て、コロナ前のやり方のところを少しちょっと変えて、曜日がちょっと少なくなった関係もございまして、そういったところの要因が費用弁償の実績として減っているのではないかというふうには思われます。

○伊藤委員　　分かりました。

実際の訓練の日数が若干減ったということですよ。分かりました。

あと287ページの中段、消防学校入校事業。これは消防職員のスキルアップのために非常に重要な事業だと私は思うんですけども、この中で、消防学校入校事業とその下の消防学校等専門課程入校事業について、これはどの課程に大体何人ぐらい入校させたものなんでしょうか。

○消防総務課長 令和5年度は新規職員が2名採用されておりますので、その2名がまず初任科のほうに入校しております。

また、専門課程入校事業といたしまして、初級幹部科、予防査察科、救助科、はしご自動車等運用科、火災調査科、警防科、地震防災科、指揮隊科ということで、こちらのほうには各1名ずつ入校させております。

○伊藤委員 この中で、例年あるんですけど、消防大学校、これ入校あるんですけども今回ないんですよ。この辺りはどうした経緯でなくなっちゃったんですか。

○消防総務課長 消防大学校の入校につきましては、令和5年度の要望としましても、県を通じて要望のほうはしておりました。結果としまして、全国的な、救急科という枠のところで要望しておったんですけども、枠数がちょっと少ないこともありまして、救急科につきましては愛知県で1枠という事情もありまして、ここは江南市のほうに割当てがなかったということで、入校に至らなかったということでございます。

○伊藤委員 たまたま今回当たらなかったということがよく分かりました。

特に今の江南市は財政難なんですけど、計画的に、いわゆる予算をかなりオーバーして来年度予算も非常に厳しいんですけども、やはり消防職員のスキルアップということで、この専門教科の入校は絶対にシーリングかけないような形で、この辺りはもう消防職員の資質向上のために、必ずこの部分を残して私はおいてほしいものですから、今後において、いろいろ財政当局と交渉するに当たって、この部分のシーリングは必ずかけてほしくないということを要望しておきます。以上です。

○委員長 よろしいですか。

○伊藤委員 はい。

○委員長 ほか、質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて消防予防課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○消防予防課長 消防本部消防予防課の所管につきまして御説明させていただきますので、よろしくお願いします。

初めに、歳入でございます。

歳入歳出決算事項別明細書の60ページ、61ページをお願いいたします。

60ページ下段にございます14款2項6目1節消防手数料、備考欄にございます消防予防課、危険物施設設置（変更）許可検査等手数料及び煙火消費許可申請手数料でございます。

次に、はねていただきまして、86ページ、87ページをお願いいたします。

87ページ、備考欄、中段やや上でございます21款5行2目11節雑入、消防予防課、コピー等実費徴収金でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、294ページ、295ページをお願いいたします。

294ページ下段にございます9款1項2目消防予防費、備考欄、人件費等から、少しはねていただきまして300ページ、301ページ、備考欄上段、煙火消費許可、立入検査等事業まででございます。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしくお願いします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 決算書の297ページなんですけれども、火災予防事業の中の住宅用火災警報器設置費補助金、これは令和5年度からの新規事業だと思うんですよね。非常にすばらしい事業だと私は思うんですけれども、この8万9,400円の内訳はどんな感じだったのでしょうか。

○消防予防課長 議員お尋ねの内訳ですが、補助金交付申請のあった38世帯に対して合計91器分の補助金を交付しております。なお、予算執行率は99.3%でございます。

○伊藤委員 分かりました。

執行率がほとんど100%ということで、これもぜひとも続けていただきたいなあという補助制度でございます。

あと1点、214ページですかね。下段のところの住宅用火災警報器設置率と、同じなんですけれども、なぜ今回補助制度ができたかというのはここに来るんですよ。いわゆる71%で目標を下回っているんですよ。これ全国とか県の設置率はどうなんでしょうか。その辺のところをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○消防予防課長 全国及び愛知県の令和5年度の設置率でございますが、ともに84.3%でございます。

○伊藤委員 何かかなり低いですよ。71%で片や84%。これすごく乖離があるんですけれども、江南市の設置率が悪い原因というのはどのように分析されますか。分析というか理由というか。

○消防予防課長 各種普及啓発イベントとか住宅防火診断の折に未設置の理由をお聞きするんですけれども、設置義務があるということを知らないと言われる方が一番多いです。そのほかに、設置義務があるのは知っているけれども、つける気はないと率直におっしゃられる方もお見えになります。

○伊藤委員 ええっというか。

○委員長 開き直りだね。

○伊藤委員 それは分かるんですが、それが原因ですかね。原因というのはちょっともう少し分析が必要だと私は思うんですけれども、あまりにも低いもんですから、私もたびたび一般質問で過去にさせてもらった経緯があるんですけれども、この設置率の調べ方が悪いのか、江南市は。多分全国统一して設置率のいわゆる調べる方法は一緒だと思うんですけれども、それは置いておいて、今後設置率を向上するためにどのような取組を、対策を考えておられるんでしょうか。この13%も低い状況の中で、県と全国の設置率と。

○消防予防課長 住宅用火災警報器につきましては、法的に設置義務があるというだけではなくて、この機器は火災を早期に発見することにより人的・物的被害を最小限に抑えることができるという優れた機器でございますので、この機器の普及啓発ということは消防の責務だと感じております。

現在、ホームページやSNS等で情報発信や、あと各種イベントでの普及啓発、自主防災訓練でのブースを掲げて普及啓発を行っているんですけども、なかなか設置率が上がらないというところで、今までやってきたこともそうなんですけれども、いま一度、何か効果的な啓発方法はないかということですね。他市の取組なども研究して、今後設置率の向上に努めていきたいと考えております。

○伊藤委員　ぜひとも様々な方法を、SNSは当然ですけども、様々なイベントとかですね。特にLINEなんか今有効ですので、くどく何回でも同じような形でLINEを送るとか、ほかのマスメディアを使って発信するとか、設置率の向上に努めていただきたいと思いますけれども、やはり設置数も、例えば非常にいい自治体ありますよね。県とか国よりいい自治体がありますよね。ぜひともその自治体に、どうしてそういう普及啓発をしているのかということをしつかりと勉強していただいて、聞いて、それを参考にして、ぜひとも今後設置率向上に向けてしつかりと取り組んでいただきたいと思いますということを要望して終わります。

○委員長　要望でいいですか。

○伊藤委員　はい。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○津田委員　今の伊藤委員のその設置率に関してなんですが、去年よりも設置率が下がっているというのは、新築が設置されていないということが多いのであれば、お客さんもそうですけれども、業者の方にももう少し啓発するようなことって必要だと思われませんか。

○消防予防課長　この設置率の調査方法なんですけれども、これは全国統一で消防庁が示す調査方法に基づいて行っているんですが、江南市ですと約100世帯ぐらいを抽出して無作為に調査するという方法を取っておりますので、それで設置率を算出しておりますので、全く同じ地区を調査するわけではございませんので、その年度によって設置率にばらつきがあるのはやむを得ないことと認識しております。

なお、新築の住宅におきましては、間違いなく設置がされているものであります。

○委員長　よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて消防署について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○消防署長　それでは、消防署所管の決算につきまして御説明させていただきますので、歳入歳出決算事項別明細書の86ページ、87ページをお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

中段でございます21款5項2目11節雑入で、備考欄、消防署、大型自動車免許取得費助成金返還金でございます。

1枚はねていただきまして、88ページ、89ページをお願いいたします。

下段でございます22款1項4目1節消防債、備考欄、消防署、防火水槽耐震化事業債でございます。

続きまして、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、300ページ、301ページをお願いいたします。

上段でございます9款1項3目消防署費、備考欄、人件費等から、少しはねていただきまして、309ページ中段の備考欄、指揮出動事業、需用費まででございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　1点だけです。

301ページ、歳出の各種免許取得事業ということで、これは確かに免許を取得するために補助金を出すということで非常にいいことだと思いますけれども、やはり今回の免許、資格はどのような資格に対して助成したんでしょうか。

○消防署長　資格の取得状況ということでよろしいでしょうか。

- 伊藤委員 はい。
- 消防署長 令和5年度の職員の資格・免許等の取得状況でございますけれども、小型移動式クレーン運転技能に3名、足場の組立て等作業主任者に3名、2級小型船舶操縦士1名、潜水士1名、着衣泳の指導員2名、テールゲートリフター操作特別教育に3名、6種類の延べ13名が免許の資格であったり講習を修了しております。
- 伊藤委員 ちょっと今の負担金の中で、研修等参加負担金ということで、ここに出ているのは分かるんですけども、ちょっと隠れておる部分があったものですからお聞きしたということによく分かりました。
- その中で、今ちょっと聞きなれない言葉があったんですけども、テールゲートリフターでしたかね、それって何でしょうか。それがちょっとよく分からんのですが。今までなかったですよ、そんな。
- 消防署長 テールゲートリフターの操作に関する特別教育でございますけれども、貨物自動車の後部に装備された荷の積卸し用の作業用のリフター、この場所をテールゲートリフターというんですけども、その操作に必要な資格といいますか、操作をするためにはこの講習、特別教育を得なければならないというところで、令和5年3月28日付で、貨物自動車における荷役作業のテールゲートリフター作業の特別教育を義務化するといった労働安全衛生法の改正がございました。
- 消防署にはテールゲートリフターを装備した車両が2台、資機材を運搬する搬送車と運搬車がございまして、こうしたことから受講が必要になったといったところでございます。
- 伊藤委員 資格を取得すると、そうすると職員というか、たくさんいますよね、百何人。この職員はどうされる。みんな取得するんですか。
- 消防署長 この特別教育の外部での受講というのが3名なんですけれども、特別教育は、講習の修了者から職場内の共用ができるものですから、現在はそれを全員が修了して操作ができる状況になっております。
- 伊藤委員 そうすると、消防長も受けられておる。
- 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
- 伊藤委員 分かりました。以上です。

○委員長　　よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

○津田委員　　303ページの消防水利整備事業と、あと成果報告の216ページの消防体制の充実というところをセットで見とおったんですけど、これは消防体制の充実ということで昨年度よりも倍増していて、何で実績というのが上がらないんだろうと思って考えたときに、今回の防火水槽耐震化対応、これでもうほとんど6割以上使う、4,500万円も使っていて、ある意味では目標値に未来永劫に達しないんじゃないのかと思ってですね。だから、今後計画だけでいいますと、耐震化を進めていくことだけが取りあえず目的なのか、それともある程度必要だと思っている目標値に対して防火水槽を設置するのか、どっちが先ですかね。

○消防署長　　消防水利の整備でございますけれども、目標値85%ということになっております。現状といたしましては84.5%というところで、国のほうが示す基準というのは、令和9年度までに83%というふうになっております。1.5ポイントですが上回っている状況というところであります。

現状の防火水槽でいいますと、古くなった防火水槽が多数ございまして、今後充足率の状況を見ながら防火水槽の更新を図っていく必要があるのかなあと。充足率は決して国が示す基準を目標に落とさないようにといったところで、防火水槽の更新となりますと実数が増えるわけではないんですけれども、本体そのものを更新していく必要があるというところが今の消防水利の現状でございます。

○津田委員　　確認になりますけれども、消防水利ということで増やすわけではなくて、今のものを維持していくための今の目標だと思っておけばよろしいですか。

○消防署長　　不足しているところには必要かとは思いますが、今現状としては古い防火水槽が多くございますので、その更新を優先すべきかなあというふうには思っております。

○委員長　　よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 質疑も尽きたようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
暫時休憩いたします。

午後 2 時25分 休 憩

午後 2 時25分 開 議

- 委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第66号を採決します。

本案を原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては正・副委員長に御一任いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

暫時休憩といたします。

午後 2 時25分 休 憩

午後 2 時40分 開 議

- 委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

### 年度調査事項の変更について

- 委員長 続きまして、年度調査事項の変更についてを議題といたします。

変更案をタブレット端末に配信してありますので、参考にしてください。

当委員会の年度調査事項につきましては、さきの6月定例会において決定しておりますが、社会情勢などを鑑み、よりふさわしいものとするため、変更を提案させていただくものです。

変更案としましては、(3)収納滞納対策についてを(3)適正な課税収納対策についてへ変更、(6)行財政改革行政事業レビューについてと(7)地方創生についてを削除、以降番号を繰り上げ、(8)デジタル化についてを(6)DX、AI及びデータサイエンスについてへ変更、(9)と(10)は、内容は変わらず(7)と(8)となります。

このように変更したいと思いますが、御意見はありませんか。

〔「結構です」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御意見もないようでありますので、当委員会の調査事項を変更案のとおり変更することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議もないようでありますので、当委員会の調査事項をそのように変更させていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、ただいま決定いたしました件については、会議規則第111条の規定により、議長に変更の申出をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

---

### 行政視察について

○委員長 続きまして、行政視察についてを議題とします。

資料をタブレット端末に配信しておりますので御覧ください。

この件につきましては、去る6月の委員会におきまして正・副委員長に一任していただいております。そうしたことから検討した結果を本日御報告させていただきます。

まず、日程は10月30日水曜日から11月1日金曜日までの2泊3日であります。

視察先と調査内容につきましては、10月30日水曜日に日本電気株式会社、NECですね、で自治体DXとデータの活用についてを、翌31日木曜日は、東京都豊島区にあります東京消防庁池袋消防署でデイトム救急隊についてと、東京都立川市にあります東京消防庁第8消防方面本部で地震災害救助における先進事例についてを、最終日の11月1日金曜日は、現在調整中ではありますが、デジタル庁で自治体DXとAIの先進事例をそれぞれ調査いたします。

このような内容で進めていきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議もないようでありますので、この内容で進めさせていただきます。

きます。

なお、調整がつかなかった場合の視察先などにつきましては正・副委員長に御一任いただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議もないようでありますので、それではそのようにさせていただきます、後日御報告をさせていただきます。

なお、詳細な資料につきましては、来月中旬までには事務局から届けさせていただきますので、視察当日にお持ちくださるようお願いいたします。

---

### 当委員会の研修会について

○委員長 続きまして、今年度の当委員会の研修会についてを議題といたします。

この件につきましては、6月の委員会でも議題とし、御意見や御提案を正・副委員長までお知らせいただくようになっておりましたが、現在特に決まっております。

そこで、委員長案ということで、私から御提案をさせていただきたいと思います。

テーマとしては、ふるさと納税についてということで、岐阜県関市におきまして50億円を超える納税額を記録する立て役者となった関市企画広報課の古田あずみ氏を講師にお招きし、その視点、考え方や方法論について学びたいと考えております。

また、現在調整中ではございますが、関市のふるさと納税事業でコンサルティング業務を請け負っている会社の方を招いて、そのノウハウを学ぶ機会も持ちたいと考えております。

つきましては、ただいま御提案させていただきました研修会の案について進めさせていただきたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議もないようでありますので、この案で進めさせていただきたいと思います。

なお、開催場所や講師の方の都合もありますので、その場合は正・副委員長に御一任いただきたいと思いますのですが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議もないようでありますので、それではそのようにさせていただきます、後日御報告させていただきます。

暫時休憩します。

午後 2 時 48 分 休 憩

午後 2 時 48 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

### 市民と議会との意見交換会について

○委員長 続きまして、市民と議会との意見交換会を議題といたします。

この件につきましては6月の委員会でも議題とし、御意見や御提案を正・副委員長までお知らせいただくようになっておりましたが、現在特に決まっておられません。つきましては、引き続き皆様に御協議をお願いするものでございます。

それでは、対象団体やテーマについて何か御意見はありませんか。

〔「委員長一任」と呼ぶ者あり〕

○委員長 委員長一任との御意見がございましたが、どのように諮らせていただきますでしょうか。

〔「正・副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、委員長一任ということで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議もないようでございますので、そのように決めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上で、本日の委員会の議題は全て終了いたしました。

本日は暑い中、本当に大変お疲れさまでございました。

内容が非常に濃い、いい委員会になったなあと思います。当局の皆様におかれましては、大変我々も勉強になり、そして先へ進むに当たって指針とな

るいろいろな進展もあったというふうに私は考えております。どうぞ今後ともよろしくお願いします。そして、参加の委員の皆様、どうもありがとうございました。大変お疲れさまでございました。

以上で私の御挨拶を終わらせていただきます。

以上で総務委員会を閉会いたします。

午後 2 時50分 閉 会

江南市議会委員会条例第29条第1項  
の規定によりここに署名する。

総務委員長 大藪 豊 数

総務副委員長 東 猴 史 紘